

鳥取県人権施策基本方針第4次改訂に係る具体的施策の評価（令和4年度）

資料 2

■評価基準
 A:既に達成
 B:順調
 C:やや遅れている
 D:遅れている

第2章 人権教育・啓発の推進

I 人権教育

【施策の基本的方向】

(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進 (2) 指導内容・方法の工夫・改善 (3) 教職員に対する研修等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
学校人権教育振興事業	・「鳥取県人権教育基本方針第2次改訂」についての周知を行い、鳥取県のめざす人権教育の浸透を図る。 ・県外の先進事例等を学び、人権教育推進に向けて研究協議する。	・「鳥取県人権教育基本方針第2次改訂」の周知を図るための研修会等を実施する。 ・各学校、校区等での研修会等へ指導主事が出向き、人権教育及び各人権問題の指導内容・指導方法等について指導・助言を行う。	2,090	・計画訪問、要請訪問、人権教育主任会、各種研修会等を通じて、鳥取県人権教育基本方針の周知を図った。 ・兵庫県教育委員会を訪問し、人権教育・多文化共生教育について協議した。	B	令和5年3月に行われた鳥取県人権教育基本方針の第3次改訂の周知を図る。	すべての県立学校と市町村の校長会・人権教育主任会に出向き、鳥取県人権教育基本方針第3次改訂の周知研修を行う。	人権教育課
人権教育研究推進事業 (国事業)	・推進地域・指定校による実践的な研究を行い、人権教育の一層の推進を図る。 ・研究結果得られた成果や課題を全国に普及・啓発することにより、人権教育の推進に資する。	・学校、家庭、地域が一体となって地域全体で人権意識を培うための実践について研究を行う。 ・人権意識を培うための学校教育の在り方について幅広い観点から実践的な研究を行う。	3,345 4,845	米子市立福生中学校を「人権教育研究指定校」として指定し、学校の課題解決に向けた実践的な研究を進めた。	B	学校や地教委との連携を図り、授業研究会等の指導助言以外にも、授業づくりサポーター派遣事業等を活用し、学校における人権教育推進体制を図る。	年度当初の連絡協議会の中で、年間の見直し等を細かに共有することで、連携を密にし、様々な関わりができるような体制づくりを図る。	人権教育課
県立学校人権教育推進支援事業	・県立学校が自校の人権教育推進上の課題解決に向けて計画・実施する事業に対して支援する。	・すべての県立学校において人権教育推進上の課題解決に向けて計画・実施される事業に対して支援を行う。	1,253	各県立学校において実施された、授業研究会、人権教育講演会、フィールドワーク、教職員研修等を支援した。	B	各学校における外部人材を活用した教育活動(講演会等)が活発になることが予想されるため、各学校が実施する事業への資金援助が足りなくなる可能性がある。また各学校が計画・実施する取組が効果的なものになるようにすること	各学校から提出された計画書の内容をふまえ、より効果的な取組となるよう必要に応じて指導・助言を行う。	人権教育課
豊かな人権文化を築く学校づくり事業	・学校・家庭・地域が連携・協働し、豊かな人権文化を築く資質を備えた児童生徒を育成する学校の研究・取組を支援するとともに、「人権教育プログラム集」をはじめとした成果の普及を図る。	・いじめ等の防止の取組を効果的に進めるために、人権教育を総合的に推進する学校を指定し、その研究・取組を支援する。 ・PTA等が企画する研修会等にファシリテーターを派遣するとともに、ファシリテーターの資質・能力の向上を図る。	1,667 1,577	米子市立明道小学校、倉吉市立河北中学校、三朝町立三朝中学校の3校を県の指定校として指定し、人権教育プログラム集を活用した児童生徒の学習とPTA保護者研修を実施した。	B	新たな人権教育プログラム(学校教育編、社会教育編)を開発し、授業実践及びPTA研修を行う。	児童生徒の実態を踏まえながら、より教育的効果の高い取組となるよう、各学校との連携を密にし、研究体制を構築する。その際には、講師を招聘する等の基礎的な理論を学ぶ研修会等を設定する。	人権教育課
人権教育アドバイザー事業	鳥取県人権教育アドバイザーを委嘱し、市町村の社会教育における人権教育行政の実情を把握し、諸課題の解決のために助言を行う。	委嘱を受けた鳥取県人権教育アドバイザーは、鳥取県教育委員会教育長や市町村の要請により、人権教育の推進にかかわる事項について助言を行う。また、適切な助言に資するため、県内外の研修会等に鳥取県人権教育アドバイザーを派遣する。	1,180 1,212	人権教育アドバイザー会議を2度実施し、県の事業等の共通理解を図った。また、市町村社会教育における人権教育推進に関する調査を実施して各市町村の課題等を理解し、東部地区(1市4町)に対しては合同研究協議会を開催して課題解決に向けた助言等を行った。	A	市町村の課題をより理解するとともにその解決に資するよう人権教育アドバイザーが活躍する場面を増やしていくこと。	市町村社会教育における人権教育推進に関する調査をより詳細に分析するなどして、市町村の課題解決に向けアウトリーチ型の支援も実施していく。	人権教育課

社会人権教育振興事業	県内の社会人権教育活動の充実を図るため、関係する団体への支援を行う。	「人権尊重社会を実現する鳥取県研究会」の開催や、各市町村単位で組織された「人権教育推進協議会」の活動を支援する団体に対して、運営費を助成する。	4,899 4,829	「人権尊重社会を実現する鳥取県研究会」開催に向けて、運営費を助成するとともに、計画や運営等においても協力した。	A	「人権尊重社会を実現する鳥取県研究会」の開催に向け、市町村等の特に人的な協力を得にくい状況にある。	関係団体の課題解決に向け、必要に応じて助言や支援をしていく。	人権教育課
------------	------------------------------------	---	----------------	---	---	---	--------------------------------	-------

II 人権啓発

【施策の基本的方向】

(1) 効果的な啓発・情報提供 (2) 効果的な啓発手法

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費（企業トップセミナー）	鳥取県人権尊重の社会づくり条約に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができ、差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	・企業市町村トップセミナーを開催を推進	4,068 368	企業、市町村等を対象とした正しい知識の普及啓発のための人権研修の開催 ①人権・同和問題講演会を開催 講師：江嶋修作氏（解放社会学研究所） 参加人数：80人 ②鳥取県中小企業団体中央会理事会内にて開催 講師：尾崎真理子氏（公益社団法人鳥取県人権文化センター次長） 参加者：企業のトップ等21名 ③鳥取商工会議所サービス部会にて開催 講師：鳥取県総務部人権局長 小林 靖尚 参加者：企業のトップ等22名	B	多くの県民や企業トップの方に研修に参加していただけるよう、テーマの選定や実施方法、時期及び周知方法について、関係機関と連携して積極的に取り組むことが必要。	ビジネスと人権などの人権施策を推進するにあたり、企業トップ等を対象とした啓発に取り組むことが有効と考えられることから、引き続き商工団体等との連携を密に行いながら、企業トップ等への啓発を図り、人権尊重の社会づくりを推進する。	人権・同和对策課
人権啓発教育事業	人権が尊重される社会づくりを推進するため、各種啓発事業を実施し、市町村や県民等が行う人権意識の高揚を図る取組を支援する。	○人権啓発活動事業 ・人権情報誌「ふらっと」年2回発行（県人権文化センターに委託） ・ガイナレ鳥取と連携した啓発活動 ・鳥取地方法務局、鳥取県人権擁護委員連合会等と連携し「人権フェスティバル」実施 ○人権研修推進事業 県職員人権研修実施	18,351 15,330	<人権啓発活動> ○人権情報誌「ふらっと」の発行 国や県の人権施策の周知や様々な人権問題をテーマにした人権情報誌の発行（10月及び2月） ○ラジオCM 20秒CMを3本作成し、年間70回を放送 ○ガイナレ鳥取と連携した啓発 人権メッセージ動画の作成とSNSを活用した啓発 ○みんなの人権フェスティバルの開催 12月10日（土）倉吉未来中心で開催 参加者数（現地770人、オンラインライブ視聴221回）再配信期間（～1/10）視聴203回 <人権研修の推進> ○所属長及び人権推進員を対象とした研修 VOD配信を活用した研修の実施 ○職員向け同和問題研修 資料及びDVDを活用した研修の実施 ○単位制研修 月2回程度、指定人権講座を指定・通知して、職員の人権研修受講を促している。 <県民等との協働による人権啓発> 委託契約1事業	B	・その時々へ啓発すべき人権課題について、ラジオや情報誌をうまくつけて啓発することができたが、配信する時期がよくなかったと思われることが原因で効果的でなかった部分もあった。 ・近年職員研修の受講率の低下が見受けられるため研修計画を見直す必要がある。 ・県民との協働による人権啓発については、2枠のうち1団体のみの実施であり、応募団体が少なかったことについて、団体の声を聴くなど分析を行い、周知等について工夫していくことが必要。	・効果的な啓発につながるように、いま最も啓発しなければならぬ課題、その時期を見極める。 ・単位制研修の受講には、休日を利用しての受講など大きな労力となるため、県庁講堂にてランチタイム研修会を企画する。（※新型コロナウイルス感染症感染拡大時にはオンラインも検討） ・各月に設定される何らかの月間に合わせた内容とすることで、より効果的な研修とすることを目指す。 ・NPOの全ての団体に委託事業及び補助事業の案内通知を昨年度と同様に早めに発出、募集開始し、各市町村やNPOと関わりのある部所を通してこの事業について、重ねて周知していく。	人権・同和对策課
企業内人権啓発相談員の設置及び推進員研修会の実施	事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、理解及び認識を深める。	・企業人権啓発相談員による県内企業への推進設置の働きかけ ・公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催（年3回）	1,960	・推進員未設置の企業への推進員設置の働きかけや公正採用選考人権啓発推進員未受講の企業に対し推進員設置の働きかけを行った。 ・公正採用選考人権啓発推進員研修会を2回、オンライン・対面のハイブリッド方式により実施し、計817事業所が受講した。	B	新型コロナウイルスの影響により対面での研修会開催が困難であった。オンラインも併用しつつ、なるべくすべての事業所への受講を促す必要がある。	企業人権啓発相談員による働きかけを行いながら、引き続き研修会を開催していく。	雇用政策課

企業内支援者スキルアップ研修	企業内での支援体制を強化し、障がい者の職場定着・離職防止を進める。	障害者職業生活相談員など企業内の支援者の能力強化を図るため、研修を実施する。	200	令和4年10月20日(木)、研修会を開催し54名が参加した。(演題:相談体制の充実とその効果、講師:株式会社あしすと阪急阪神)	B	さらに企業内支援者が増えるよう取り組む必要がある。	継続して研修会を開催していく。	雇用政策課
鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)による社内研修講師派遣や労働セミナーの実施	労使間トラブルの未然防止や適切な労務管理の推進を支援する。	・企業が行う社内研修(ハラスメント、メンタルヘルスケア等)への講師派遣 ・労働者・経営者向けの労働関係法令セミナーの開催	1,939	・企業への社内研修講師派遣を47社に行った。(R4.2末時点) ・労働関係法令セミナーを4回実施し、計177名が参加した。	B	新型コロナウイルスの影響により、社内研修を控える動きもあった。ハラスメント防止等研修の重要性はあることから、引き続き利用を呼びかけていく必要がある。	継続して講師派遣及びセミナーを開催していく。	とっとり働き方改革支援センター

第3章 差別実態の解消に向けた施策

【施策の基本的方向】

1 差別のない社会づくりの推進 2 差別解消に向けた施策の検討

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(差別事象検討小委員会)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	差別事象検討小委員会を開催し、県内で発生した差別事象の実態を把握し、啓発や支援施策等の対応を検討する。	123	差別事象検討小委員会を6回開催し、鳥取県デジタルシティズンシップ・エデュケーターの今度氏の助言を得ながら委員から意見を伺いデジタルメディアリテラシー向上事業の検討を行った。また、市町村から報告のあった差別事象について委員の意見を伺った。(7/27,8/25,9/12,10/21,11/7,12/19)	B	差別事象検討小委員会で委員から出された意見等をふまえて、全県的な啓発等の取組について検討が必要。	差別事象検討小委員会の委員意見や人権意識調査の結果等をふまえて、偏見や差別に基づいて行われる土地差別・身元調査を防止するための啓発活動を強化する。	人権・同和对策課

第4章 相談支援体制の充実

【施策の基本的方向】

1 相談機能の充実 2 救済制度の確立の国への要望

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(相談ネットワーク)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	県内3か所に人権相談窓口、人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を設置し相談者に寄り添った支援を行うとともに、専門相談員(弁護士)による相談会、ネットモニタリング等を実施	3,353	・人権相談件数 1353件(5.2末現在) ・こどもいじめ相談件数25件(5.2末現在) ・ネットモニタリング削除件数:277件(5.2末現在)	B	・ネットモニタリングにかかる削除依頼を行う市町村数の増を図る。	・市町村においてネットモニタリング現地研修を継続して実施する。	人権・同和对策課
地域生活支援事業(相談支援体制強化事業)	障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことのできる相談支援体制を整備するため、市町村域を超えた広域的な支援を行う。	相談員研修会の開催、市町村の相談支援体制を活性化させるためのアドバイザー派遣、鳥取県地域自立支援協議会運営事業等	2,613	身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象とした研修会を実施した。また、地域の相談支援体制の活性化を図るためアドバイザーを派遣し、技術助言等を行った。	B	更なる、市町村の相談支援体制の充実を図ることが必要。	引き続き、事業を実施していく。	障がい福祉課

第6章 共通して取り組む重要施策

2 ビジネスと人権

【施策の基本的方向】

(1) 企業の取組の推進 (2) ハラスメント防止等の推進 (3) 労使間の問題解決支援 (4) 新たな人権課題への対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
企業内人権啓発推進事業	事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、理解及び認識を深める。	・事業所における同和問題等人権啓発の体制づくりの取組として、公正採用選考人権啓発推進員の設置、推進員研修の受講、公正な選考システムの確立、推進計画の策定などを実施する。 ・公正採用選考人権啓発推進員を対象とした公正採用選考人権啓発推進員研修会を開催する。	1,960	・推進員未設置の企業への推進員設置の働きかけや公正採用選考人権啓発推進員未受講の企業に対し推進員設置の働きかけを行った。 ・公正採用選考人権啓発推進員研修会を2回、オンライン・対面のハイブリッド方式により実施し、計817事業所が受講した。	B	新型コロナの影響により対面での研修会開催が困難であった。オンラインも併用しつつ、なるべくすべての事業所への受講を促す必要がある。	企業人権啓発相談員による働きかけを行いながら、引き続き研修会を開催していく。	雇用政策課
【再掲】 鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)による社内研修講師派遣や労働セミナーの実施	労使間トラブルの未然防止や適切な労務管理の推進を支援する。	・企業が行う社内研修(ハラスメント、メンタルヘルスケア等)への講師派遣 ・労働者・経営者向けの労働関係法令セミナーの開催	1,939	・企業への社内研修講師派遣を47社に行った。(R4.2末時点) ・労働関係法令セミナーを4回実施し、計177名が参加した。	B	新型コロナの影響により、社内研修を控える動きもあった。ハラスメント防止等研修の重要性はあることから、引き続き利用を呼びかけていく必要がある。	継続して講師派遣及びセミナーを開催していく。	とっとり働き方改革支援センター
【SDGs企業認証】経営伴走サポート事業	都道府県レベルで全国初となる「とっとりSDGs企業認証」の発足を契機として、県内企業の認証支援を行うための体制を整備するとともに、県内企業によるSDGs経営転換に向けた取組支援を行いながら、投資家やサプライチェーン、働く人、社会等から選ばれる企業への転換を促すなど県内企業の価値向上を図る。	「とっとりSDGs企業認証」を全国に先駆けて創設(R4.4月予定)し、認証事業者等に対する専門家の伴走支援のほか、セミナー等によるSDGs経営転換支援や県内外企業とのマッチング支援等を通じて、県内企業がSDGs経営推進を後押しする。認証項目には労働者の人権への配慮も含まれており、本制度により企業の人権意識の醸成に繋げる。	5600 3,100	「とっとりSDGs企業認証」の第1回公募を行い、令和4年7月に県内企業27社を認証した。認証企業のさらなるSDGs経営の推進を支援するとともに、これから認証取得を目指す企業を対象にセミナーやワークショップを実施した。	B	認証取得企業及び認証取得を目指す企業の増加	SDGs経営転換に向けたセミナー・ワークショップの開催により、県内企業の取組を後押しするとともに、Z世代を対象とした認証企業の取組PRの実施などにより幅広い層への制度の浸透と、認証企業の認知度向上を目指す。	商工政策課

3 デジタル社会における人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) インターネット上での人権侵害行為への対応 (4) 青少年の健全な育成のための環境整備 (5) 新たな人権課題への対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会事業	子どもたちの電子メディア機器とのよりよい付き合い方に関する教育啓発を、官民連携組織により、企画・実施する。(委託先:鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会)	・鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会の運営 ・電子メディアとの付き合い方を子ども・保護者・学校で学べる学習ノートの作成・配布 ・親子で電子メディアとの適切な付き合い方を学び、使用ルールを主体的に作成する講座・啓発イベントの開催 ・SNSトラブルから子どもを守る取組(SNSトラブル防止標語「とりのからあげ」の県全体への普及等)	1,512	・子どもたちの電子メディア機器とのよりよい付き合い方に関する教育啓発を、官民連携組織により企画・実施した。(協議会の開催:年2回) ・電子メディアとの適切な付き合い方を、子ども・保護者・学校で学べる「電子メディアとの付き合い方学習ノート」を作成し、全学校に配布した。(小1~小3用、小4~小6用、中・高校生用の3種。合計67,700部作成) ・親子で電子メディア機器利用のルールづくりをする「とっとり子どもサミット」を実施し、その成果を日本PTA中国ブロック研究大会くらし大会で報告した。(とっとり子どもサミット:年3回開催。参加者65名) ・子どもサミットに参加した児童生徒と一緒に、インターネットとの適切な付き合い方を学べるクイズを作成し、啓発に役立てた。	B	・SNS等での誹謗中傷や不適切動画の発信・拡散が社会問題となっていることから、啓発の方法を工夫して実施する必要がある。	・電子メディアとの適切な付き合い方を学ぶ講座を引き続きPTAと共催する等、引き続き関係機関と連携して取り組む。	社会教育課
鳥取県インターネット問題予防対策事業	情報モラル・リテラシー・シチズンシップ等の指導ができる民間の専門人材を学校へ派遣し、ネット依存や人間関係のトラブルといったインターネットの過剰利用による問題の発生を学校全体で予防する。	鳥取県デジタル・シチズンシップエデュケーターを学校へ派遣し、児童生徒への啓発・学習と教職員教育研修を行う。	621	・情報モラル等について指導ができる専門人材「デジタル・シチズンシップエデュケーター」を学校へ派遣し、児童生徒への啓発授業と教職員研修を実施した。(派遣実績(2月末時点):20校)	B	・GIGAスクール構想により、児童・生徒が学校教育で1人1台の端末を使用するようになり、学校や保護者からメディアリテラシーやデジタル・シチズンシップ等の研修希望が増えているため、要望に継続して対応していけるよう専門人材の育成が必要。	・新たにデジタル・シチズンシップエデュケーターを育成するため、養成講座を実施する。	社会教育課
インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業	子どもの健全育成を行うNPOに委託し、保護者や地域住民への啓発活動を行う。	・ケータイ・インターネット教育推進員派遣(PTA研修等への講師派遣) ・ケータイ・インターネット教育推進員研修(派遣する講師の育成) ・乳幼児の保護者向け啓発活動(啓発チラシを作成し、幼稚園・保育所等へ配付)	2,376	・「ケータイ・インターネット教育推進員」をPTA研修会等に派遣し、子どもの発達段階に応じたケータイ・インターネットとの適切な接し方について啓発した。(派遣実績(2月末時点):45件)	B	・電子メディア利用の低年齢化が進んでいることから、幼児期の保護者に対する啓発に注力する必要がある。	・幼児期の保護者を対象にした新たな出前講座を実施する。	社会教育課
ネット・パトロール事業	インターネット上の誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視をする。	月10回程度インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視を行い、問題と思われる事例が発見された場合、市町村教育委員会や県立学校等に情報提供する。	1,091	ネット・パトロール事業として外部委託し、問題と思われる事例については報告があり、必要に応じて市町村教育委員会や県立学校等に情報提供を行った。	B	非公開のSNSについては監視をすることができない。	県教育委員会関係課と連携し情報モラル教育を推進していく。	いじめ・不登校総合対策センター
【再掲】差別と偏見のない社会づくり推進費(相談ネットワーク)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	・人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業 ・各市町村、関係団体へのネットモニタリング支援	3,353	・人権相談件数 1353件(5. 2末現在) ・こどもいじめ相談件数25件(5. 2末現在) ・ネットモニタリング削除件数:277件(5. 2末現在)	B	・ネットモニタリングにかかる削除依頼を行う市町村数の増を図る。	・市町村においてネットモニタリング現地研修を継続して実施する。	人権・同和対策課

4 個人情報の保護と人権

【施策の基本的方向】

(1) 個人情報の適切な管理等の推進 (2) マイナンバー制度や本人通知制度の周知

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
情報公開・個人情報保護 制度実施事業	・県民等の個人情報を適正に収集、利用、提供、管理するとともに、個人情報の開示請求等を受け、適切に開示請求等を行うこと等により、県民の権利利益の保護を図る。	・個人情報保護審議会の運営、個人情報の開示請求等への適正な対応、個人情報の保護についての研修・指導・相談・協議の実施、個人情報適正管理実地検査の実施、個人情報取扱事務登録簿の整備・閲覧の実施。	1,677 1,083	個人情報開示請求に対する開示決定等を遺漏なく実施するとともに、個人情報漏えい事故を防止するための職員研修、実施検査等を計画どおり実施した。	B	改正個人情報保護法の地方公共団体への直接適用に伴い、新制度への移行が遺漏なく行われるよう適切な措置を講ずる必要がある。	改正個人情報保護法に対応した事務処理要綱を定め、新事務の周知を図るとともに、職員研修等を集中的に実施する。	県民参画協働課

5 ユニバーサルデザインの推進

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) カラーUDの推進 (3) 関係機関等との連携 (4) 公共施設等のUD化の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
人権啓発教育事業(人権教育事業・ユニバーサルデザイン出前授業)	誰もが暮らしやすい社会づくりの担い手としての自覚と実践力を培う。	県と学校が協力し、UD(カラーUDを含む)に関する学習に加え、障がい者や高齢者への向き合い方(疑似体験やマナー)等に関する学習を実施する。	437	・県内小中学校12校においてUD出前授業を実施した。	B	将来世代へUDの視点を受け継いでいく必要がある	引き続き、小中学校での出前授業や、出前説明会に取組む	人権・同和対策課
とっとり発ユニバーサルデザイン施設普及促進事業	建築物のバリアフリー化をソフト面とハード面の両側から進めることにより、障がいを持つ方、高齢の方々が社会参画しやすいまちづくりを進める。	既存建築物のバリアフリー化を推進するため補助制度の拡充、施設整備マニュアル作成、アドバイザー派遣等により普及啓発を図る。並びに建築物のバリアフリー情報をスマホで提供するなどデジタル技術を活用した施設利用者を支援するツールを開発し、福祉のまちづくりの推進を図る。 [財源]一部国1/2(社会資本整備総合交付金) ・福祉のまちづくり推進事業補助金の見直し ・とっとりユニバーサルデザイン認証によるバリアフリー格付け制度の導入	43,439	・令和4年10月に改正施行した福祉のまちづくり条例により、UD整備に取り組む施設を認証する「とっとりUD施設認証制度」、UD整備を助言する「アドバイザー派遣制度」を創設し、UD施設への補助メニューを拡充したほか、本年度開発していた施設のバリアフリー情報を掲載する「とっとりUDマップ」を令和5年3月から運用を開始した。これに伴い、建築物のUD整備を計画(UDアドバイザー派遣)、設計(UD施設認証制度)、整備(福祉のまちづくり推進事業補助金)、普及(UDマップ)の4ステップで支援する「とっとりUD施設普及推進プログラム」を創設し、高齢者等が利用しやすい建築物の整備を普及・推進した。 ・福祉のまちづくり施設整備マニュアルは、条例改正に対応して改訂するとともに、誰もが使いやすいトイレの整備マニュアル、弱視者に配慮する整備事例を作成した。	B	・公共施設及び民間施設の改修や新築、増築時にはUDアドバイザーの派遣及びUD施設認証の取得について働きかける必要がある。 ・とっとりUDマップの利便性向上のため、利用者及び登録事業者を増加させるため、普及を図っていく必要がある。	・公共施設へとっとりUDアドバイザーを派遣し、認証を取得するように促すとともに、民間施設にもアドバイザー派遣を行えるよう、各業界(設計事務所、医師会等)へ働きかけを行う。 ・とっとりUDマップの利用者を増加させるため、チラシ等やポスター、紹介動画を作成し普及を図っていく必要がある。	住まいまちづくり課

第7章 分野別施策の推進

1 同和問題(部落差別)

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 隣保館における相談支援体制の充実 (3) 就労の支援 (4) 差別事象等への対応 (5) 関係団体との連携

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
部落差別解消推進事業	部落差別問題をはじめとする人権課題の解決に向け、鳥取県同和対策協議会等と連携し具体的施策に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 部落差別解消推進に係る啓発広報 宅地建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプランに基づく、宅建業者や県民に対する宅地建物取引上の人権問題に係る啓発活動 隣保館相談支援強化アドバイザー派遣 社会福祉協議会や民生児童委員等地域の様々な社会資源と連携を図り、各分野のアドバイザーを派遣し隣保館相談支援機能強化を図る 隣保事業ソーシャルワーカー養成研修会 地域の隣保事業を牽引するリーダー的な役割を果たす隣保事業ソーシャルワーカーを育成する 	7,583 6,613	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発広報 <ul style="list-style-type: none"> ・マンガを活用した広報の実施 ○部落解放月間(7月10日から8月9日)に合わせて、若年層へのPRを狙い、マンガを活用したポスター、リーフレット等を作成し、広報啓発を行った。 ・人権・同和問題講演会を開催した。(開催日:7月20日、場所:とりぎん文化会館小ホール、参加人数80人) ・身元調査お断り運動のリーフレットを市町村等関係機関に配布し周知を呼びかけた。 ○隣保館相談支援機能強化事業の実施(鳥取県隣保館連絡協議会に委託) ・鳥取市の人権福祉センターと市社協のケース研修会に地域支援のアドバイザーを派遣し助言を行った。(9回) ・第4回隣保事業全国研究交流大会開催(11月24日～26日) 鳥取市人権交流プラザを主会場とし、オンライン配信により開催。(参加者延べ392人) ○隣保事業ソーシャルワーカー養成研修(12月16日～17日)受講者10人、修了者9人 	B	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発広報 <ul style="list-style-type: none"> ・部落解放月間中の人権・同和問題講演会、ポスター、リーフレットの作成・配布だけでは啓発の取組が不十分。 ・現在も市町村役場等に同和地区(被差別部落)かどうかを問い合わせる事象等が後を絶たない。 ○隣保館相談支援機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・「困りごと調査」の結果から、地域住民に必要な行政サービスが十分に行き届いていない実態が明らかとなっており、隣保館を含む行政の役割として「社会的課題や困難を抱えた人(世帯)の把握と支援」が求められている。 ・市町村へのアンケート結果から、隣保館の取組について市町村ごとに温度差のあることが明らかとなっており市町村における包括的、重層的支援体制(①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する体制)の構築を進める際に、この体制の中に隣保館が位置づけられることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発広報の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・部落解放月間中の人権・同和問題講演会、ポスター、リーフレットの作成・配布のほか、タウン誌等県民に身近な媒体を活用した啓発広報を行っている。 ・現在も市町村役場等に同和地区(被差別部落)かどうかを問い合わせる事象等が後を絶たないことから、偏見や差別に基づいて行われる土地差別・身元調査を防止するための啓発活動を強化する。 ○隣保館相談支援機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・市町における包括的支援体制や重層的支援体制の構築と合わせた隣保事業の推進は、隣保館の設置者である市町の方針によって大きく左右されるため、市町、鳥取県隣保館連絡協議会、社会福祉協議会等の関係機関が一緒になって隣保館の位置付けについて検討を行う。 	人権・同和対策課
【再掲】 企業内人権啓発推進事業	事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、理解及び認識を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における同和問題等啓発の体制づくりの取組として、公正採用選考人権啓発推進員の設置、推進員研修の受講、公正な選考システムの確立、推進計画の策定などを実施する。 ・公正採用選考人権啓発推進員を対象とした公正採用選考人権啓発推進員研修会を開催する。 	1,960	<ul style="list-style-type: none"> ・推進員未設置の企業への推進員設置の働きかけや公正採用選考人権啓発推進員未受講の企業に対し推進員設置の働きかけを行った。 ・公正採用選考人権啓発推進員研修会を2回、オンライン・対面のハイブリッド方式により実施し、計817事業所が受講した。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響により対面での研修会開催が困難であった。オンラインも併用しつつ、なるべくすべての事業所への受講を促す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業人権啓発相談員による働きかけを行いながら、引き続き研修会を開催していく。 	雇用政策課

2 男女共同参画に関する人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育の推進 (2) 啓発・支援体制の充実 (3) 性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進
 (4) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 (5) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (6) あらゆる暴力の根絶

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
女性活躍に取り組む企業 支援事業	誰もが働きやすい職場環境づくり、女性の人材育成や就業継続に向けた取組など、企業における女性活躍を推進するための取組を促進する。	企業における女性活躍を推進するため、積極的に女性の人材育成や管理職登用を行う企業を支援するとともに、企業における女性管理職登用等の実態把握を行う。 ・企業経営者向け研修の実施 ・女性の管理職登用によりポジティブな変化のあった企業の情報発信 ・企業の女性活躍推進に向けた取組を助成 ・企業における女性の管理職登用等実態調査	8,312	・県内企業の経営者向けに、アンコンシャス・バイアス解消のための研修や、女性の健康課題に対する理解を深める研修を開催した。 ・初めて女性管理職を登用し、女性活躍推進に取組む県内企業3社について、取組により生じたよい影響等を広く発信した。 ・「女性活躍に取り組む企業支援補助金」により、企業の環境整備や人材育成等の取組を支援した。 ・社会保険労務士等派遣による企業支援を行った。	B	働きやすい職場環境整備、女性管理職登用の促進	・業種ごとの女性管理職登用に関する課題の洗い出し及び専門家派遣等の伴走支援を実施するとともに、女性従業員の採用から育成、管理職登用までの取組をモデル事例として情報発信する。 ・企業への働きやすい環境整備等への補助金による支援を通じて、誰もが安心して働きやすい職場環境づくりを進める。	女性活躍推進課
家族の笑顔をつくる家事 シェア・家事負担軽減促進 事業	誰もが地域や職場など様々な場でいきいきと活躍できる社会を目指し、家事、育児、介護等の負担が女性に偏りがちな状況を解消するため、男性の家事等への参画を促進する。	家庭内の家事分担を進めるきっかけとなる情報発信・普及啓発により、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する。 ・島根県と連携した広域的な情報発信 ・男女共同参画に関するセミナーへの参加、取組を実施した者にポイントを付与 ・日ごとに家事分担を書き記すことができる「家事シェアボード」の作成・配布 ・ご飯作りにチャレンジする男性(父親等)と児童生徒の写真募集、料理教室の開催	3,350	・島根県と連携して、家事シェアや男性の家事等への参画を当たり前のこととして捉え応援する機運を醸成するためのキャンペーンを実施し、地元テレビ局によるミニ番組制作、web広告、ポスター掲示等多様な媒体による広報を実施した。(11/1～11/30) ・男性と児童生徒の料理作りの写真を募集・展示するとともに、応募者を対象とした料理教室開催した。 ・夫婦の家事分担を話し合うきっかけとなる家事シェア手帳を市町村窓口にて婚姻届出時に配布した。 ・家庭内での家事シェアを促す「家事シェアボード」を作成し、イベント参加者等へ配布するとともに、県ホームページでフォーマットを公開した。 ・家事シェア表(ボード)の活用例や家事が楽になるアイデアを募集し、応募者にマイナポイントを付与するとともに、受賞作品をSNSや県ホームページで発信した。	B	更なる男性の家事・育児・介護等への参画促進	・島根県と連携した普及啓発キャンペーン、地元テレビ局と連携した情報発信を継続して実施する。 ・家事シェア手帳や家事シェアボードを活用した普及啓発を行う。	女性活躍推進課
男女共同参画センター費	男女共同参画センター「よりん彩」において、男女共同参画推進の活動拠点として、更なる男女共同参画への理解促進を図る。	男女共同参画センター「よりん彩」において、情報提供、相談事業等を実施するほか、男女共同共同参画の普及啓発や推進活動の中核となる人材の育成や団体への支援等を行う。	18,706	・図書や行政資料等の収集・貸出やパネル展示等により、男女共同参画推進に関する情報を幅広く伝える取組を行った。 ・専任相談員や臨床心理士、弁護士等による相談対応を行った。 ・活動団体、自治会、事業所等が実施する男女共同参画に関する講座等の開催に対する支援を行った。 ・家庭、地域、職場等で男女共同参画を推進する人材を育成する講座、相談業務等に関わる人材の資質向上を図る講座を実施した。 ・男女共同参画への理解を深めるためのセミナー、出前講座等を実施した。 ・「日本女性会議2022in鳥取くらし」の実行委員会、分科会への参画、プレイベントを実施し、機運醸成を促した。開催当日には分科会4女性の活躍の運営に携わり、女性が望む道を歩むための提言を行った。	B	・「日本女性会議2022in鳥取くらし」のレガシーとしての男女共同参画の取組の次世代への継承 ・よりん彩利用団体の固定化	・「日本女性会議2022in鳥取くらし」に参加した若い世代との連携や育成を目的としたイベントを開催する。 ・団体の掘り起こしや若者世代とのコラボ、市町村との連携強化を継続して行うことにより、利用団体の多様化を図る。	女性活躍推進課

男女共同参画社会づくり推進事業	鳥取県男女共同参画計画の進行管理及び着実な取組を推進する。	男女共同参画の推進のため、市町村や関係団体との連携、県及び市町村の男女共同参画の取組状況の公表、専門員の訪問等による企業における男女共同参画の取組促進、若い世代への普及啓発等に関する取組を行う。	4,450	・鳥取県男女共同参画審議会を開催し、「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」(計画期間:令和3年度～令和7年度)の進行管理及び着実な推進に取り組んだ。 ・県及び市町村の男女共同参画の取組状況を取りまとめて公表し、広く発信した。 ・関係機関等との連携や、専門員による働きかけにより、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む鳥取県男女共同参画認定企業が着実に増加した。	B	・現状の課題や社会情勢の変化などを踏まえた、計画に基づく男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進 ・企業における男女共同参画の取組促進	・引き続き、男女共同参画白書及びマップにより県及び市町村の男女共同参画の取組状況を発信するとともに、関係団体等と意見交換しながら計画の進行管理と着実な推進に取り組む。 ・専門員による新規開拓やきめ細かなフォローアップ、関係機関や市町村等との連携により、企業の取組を促進する。	女性活躍推進課
女性のキャリアアップ・キャリア形成支援事業	令和4年10月に開催される「日本女性会議2022in鳥取くらし」に向けて、さらなる女性活躍の機運を高めるとともに、女性の入職の少ない分野への女性の進出、管理的地位に就くことを目指す女性の増加を図る。	多様な分野で活躍する女性の紹介や、女性対象のキャリア形成研修等の開催とともに、学生等若い世代からのキャリアデザイン形成の支援を行う。 また、「日本女性会議2022in鳥取くらし」の開催に向け、県内の女性活躍の機運を高めるためのシンポジウムを開催する。	8,858	・「日本女性会議2022in鳥取くらし」の開催にあたり、イベントとして「笑顔でつなぐ未来づくりシンポジウム」を開催し、県内の女性活躍の機運を高めたほか、「鳥取県「女性活躍夢ある未来Smile(スマイル)宣言」」を行い、男女共同参画の取組の次世代への継承や女性のキャリア形成支援など女性がいきいきと活躍できる社会づくりに向けた取組を促進することとした。 ・高校や大学と連携して、女性の入職が少ない分野(建設業、情報通信業等)で働く女性を講師に、キャリア形成に関する講座を実施した。 ・県内で活躍している女性ロールモデルを年間を通じて新聞等で発信した。 ・女性従業員のキャリア形成・スキルアップを支援するため、女性リーダー育成セミナーや情報通信分野における就業促進をテーマにした講座を開催した。 ・働く女性同士のネットワークづくりを進めるための交流会を開催した。	B	・「日本女性会議2022in鳥取くらし」のレガシーとしての男女共同参画の取組の次世代への継承 ・管理職を目指す女性の裾野の拡大とキャリア形成支援 ・ネットワーク活動の継続的实施と拡大	・「日本女性会議2022in鳥取くらし」に参加した若い世代との連携や育成を目的としたイベントを開催する。 ・研修等により女性のキャリア継続・形成を支援するとともに、今年度構築したネットワークを活用するなどして、管理職を目指す段階にいる女性の掘り起こしやキャリア形成に向けた意識醸成等を行う。	女性活躍推進課
産前産後のパパママほっとずっと応援事業(新米パパに贈る子育て教室)	医療機関や市町村、家族にも相談できず、孤立・孤独感を感じている妊産婦の不安を解消を図るため、実践を通じて父親の育児参画の必要性を周囲に促すことのできる先輩パパを養成する。	出産を控えた父親に対して、沐浴・妊婦体験・赤ちゃん人形だっこなどの体験に併せて、母親の抱える不安や父親に求められる意識、育児休業や里帰り出産など出産前に行うことのできる事前の準備などを伝える教室を開催する。	765	・鳥取県助産師会に委託し、新米パパに贈る子育て教室を計12回実施。	B	・企業(経営者・人事担当者)向けの取組と複合的に実施する必要がある。	・企業の取組としての参加者を増やすため、企業への情報提供や働きかけを行う。	家庭支援課
DV被害者等総合支援事業	DV被害者等の保護及び自立支援を行う。	関係機関の職員を対象とした研修、DV防止啓発を目的とした街頭キャンペーン、DV加害者更生のための電話相談窓口の設置等を実施し、DV被害者の保護及び支援体制の強化を図る。支援を行う民間団体等を対象に、一時保護のための借間の家賃や一時保護解除後の自立支援に係る初期費用など支援に係る経費、DV被害者等に対する先進的・専門的な取組に係る経費を補助する。ステップハウスの管理運営及び被害者の自立支援を、社会福祉法人に委託して実施する。	31,900	・関係機関の職員を対象とした研修、DV防止啓発を目的としたパネル展示、DV加害者更生のための電話相談を実施した。 ・支援を行う民間団体等を対象に、一時保護のための借間の家賃や一時保護解除後の自立支援に係る初期費用など支援に係る経費、DV被害者等に対する先進的・専門的な取組に係る経費を補助した。ステップハウスの管理運営及び被害者の自立支援を、社会福祉法人に委託して実施した。	B	・DV加害者更生のための電話相談件数が例年と比べ少なかったため、窓口の周知を図る必要がある。また、加害者電話相談対応が可能な相談員の養成を行う必要がある。	・DV加害者電話相談窓口を周知するチラシの作成、配布やDV加害者電話相談員養成研修を実施する。	家庭支援課
鳥取県DV予防啓発支援員活動事業(人権教育課による人権学習講師派遣事業の一つ)	若年者(高校生等)に対して、DVについて正しい知識、対応方法や男女が対等でお互い人権を尊重しあう関係を学び、DV被害者や加害者にならないようにするためにデートDV防止普及啓発のための学習会等を実施することにより、DVを予防し暴力のない社会を目指す。	DV予防啓発支援員を養成して学校等のデートDV予防学習会や地域等のDV予防研修会に講師として派遣し、啓発活動を行う。	2,186	デートDV予防学習会を中学3校、高校14校、特別支援学校3校で実施した。	B	被害者や加害者にならないための教育として非常に大切なことなので、昨年度、今年度未実施の県立学校には呼びかける必要がある。	県立学校人権教育主任協議会で本事業の案内を行う。	福祉相談センター(人権教育課)
性暴力被害者支援事業	性暴力被害者支援協議会が実施する被害者支援、啓発・支援員研修及び協議会の運営等に要する経費を助成し、支援活動の推進を図る。	被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行う「性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)」に対する助成を行う。	24,369 22,379	性暴力被害者支援センターとっとりに対する活動費助成を行っている。	A	県民に対し、誰でも性暴力被害の当事者になることを認識してもらうこと、支援窓口を周知していく必要がある。	性暴力被害者支援センターとっとりが実施する性暴力被害者支援の取組が充実されるよう引き続き助成を行う。	くらしの安心推進課

人権学習講師派遣事業 (男女共同参画に関する学習会)	児童・生徒等に、身近な生活を通じた男女共同参画の視点を踏まえた学習を実施することにより、鳥取県の未来を担う子どもたち一人一人が、思いやりや自立の意識を育み、自らの意思でその生き方を選択できるよう、男女共同参画への理解を深め、意識を育んでいく	男女共同参画の視点を踏まえた学習を通して自立の意識の向上を促し、自らの意思で自分らしく生きる力を育む。	男女共同参画センター費(普及啓発事業) 3,591千円	県内の小中高等学校に出かけ男女共同参画社会の実現に向けた出前授業を実施した。 (14校 延べ686人)	B	東西部地区の学校からの依頼が少ない。	教育委員会主催の担当者会でのPR強化や市町村との連携に取り組んでいく。	男女共同参画センター 人権教育課
-------------------------------	--	---	--------------------------------	--	---	--------------------	-------------------------------------	---------------------

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
(6) 暮らしやすいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業	「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月1日施行)」(以下「障害者差別解消法」という。)が改正(令和3年6月4日公布)され、企業や店舗などの民間事業者による「合理的配慮の提供」が公布の日から3年以内に義務化されることに伴い、「合理的配慮の提供」と同意義である本県発祥の「あいサポート運動」の取組を加速し、障がい者差別解消に向けた取組を推進する。	障害者差別解消法の改正を契機として、改めて法の理念を先取りした「あいサポート運動」の取組を加速させるため、あいサポート企業拡大推進員を配置し、あいサポート企業・団体の拡大を推進するとともに、民間事業者の「合理的配慮提供」の環境づくりの支援、普及啓発や研修会の開催等を行う。 ・あいサポート企業拡大推進員の配置 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要な経費を支援 ・あいサポート運動(障害者差別解消法)に係る普及啓発 ・障害者差別解消法の理解促進研修の実施	15,464	・あいサポート企業拡大推進員を配置することにより、あいサポート企業・団体の認定数が飛躍的に伸びた。また、推進員の働きかけにより、社会的障壁の除去に必要な経費の支援について、補助実績が昨年度実績を大幅に上回る結果となった。 ・あいサポート運動(障害者差別解消法)の合理的配慮に関する広告をネットやテレビで放送することにより、合理的配慮について多くの人たちに認識していただくことができた。 ・障害者差別解消法に係る研修をオンラインで開催することにより、多くの方に視聴していただくことができ、障害者差別解消法の普及に資することができた。また、研修について多くの高評価をいただいた。	B	・令和6年4月1日施行の改正障害者差別解消法の施行を前に、社会的障壁の除去に必要な経費の支援について、もっと裾野を広げ、多くの企業や団体に利用してもらう必要がある。	・あいサポート企業拡大推進員が企業等に対してあいサポート企業の登録について案内する際、補助金の利用についても併せて案内しているため、企業訪問の対象を広げるとともに、補助金の活用モデルとなる事例の横展開を行い、補助金の利用促進を図る。	障がい福祉課
障がい者情報アクセスモデル県推進事業	国において、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進に係る法律が成立したところであり、情報保障におけるモデル県となっていけるよう取組を進める。	情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、鳥取県障がい者ICT相談窓口の設置によるデジタルデバイス活用の個別支援、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るための機器の整備、障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの支援を担う人材(同行援護従事者)の確保、AIによる手話言語認識技術発展の実証実験への参加を行うほか、きこえない・きこえにくい子や家族のための相談窓口や、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行う。	21,211	・障がい者ICT相談窓口の設置し、当事者、家族を対象としたICTに関する相談対応など、利用機会の拡大や活用能力の向上を図った。 ・視覚障がい者向けのICT機器購入費助成事業を創設し、利用促進を図った。 ・同行援護従事者の確保に向け、研修受講地域の拡充、研修の受講奨励金の創設のほか、関係団体とも連携しチラシを活用した同行援護制度の周知、福祉系の学科のある高校や専門学校訪問による周知を行った。 ・県や市町村主催イベントにおいて、AIによる手話言語認識技術の実証実験を行い、多くの参加に体験いただいた。 ・きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター「きき」を開設し、支援を行った。	B	・障がい者のICT機器活用への支援を行うため、障がい者ICT相談窓口の利用促進を図っていく必要がある。 ・聴覚障がい者に係る情報伝達手段の確保、視覚障がい者に係る街中での情報の充実など、障がい者やその家族が求めるニーズを把握し、情報アクセシビリティ・コミュニケーションをより推進していく必要がある。 ・同行援護従事者の確保のため、一層の制度周知、課題の掘り起こし等を行う必要がある。	・ICT相談窓口を広く周知するための広報の実施等 ・きこえない・きこえにくい方の電話リレーサービス利用促進、及び県民への理解促進、視覚障がい者に係るICTを活用した情報保障の充実等 ・同行援護の実施、人材確保を図るため、研修の拡充、奨励金の支給等を行うほか、福祉サービス事業所等への制度周知を行うとともに、関係機関等との意見交換の場を設ける。	障がい福祉課
親亡き後の安心サポート体制構築事業	障がい者の親亡き後を見据え、親がわが子の特徴や支援方法を記すことで円滑な支援へとつなげる「安心サポートファイル」の普及・活用促進を図る。	検討委員会を設け親亡き後に向けて必要とされる支援について検討するとともに、「安心サポートファイル」の普及拡大を図るためのコーディネーターを配置する。	3,511	・安心サポートファイルの普及拡大のため、説明会を開催した。 ・親亡き後に向けて必要とされる支援について検討するため、検討委員会開催(4回)した。	B	安心サポートファイルの更なる普及、拡大を図っていくとともに、作成から8年以上経過していることから、内容の見直しをする必要がある。	安心サポートファイルの普及拡大を図るため、説明会の実施回数を増やすとともに、実施対象範囲の拡大をしていく。	障がい福祉課
地域生活支援事業(障害者就業・生活支援事業)	就業と密接不可分である日常生活の安定を確立し、障がい者雇用の促進及び就業の安定を図る。	県内3ヶ所の障害者就業・生活支援センターに生活支援員等を配置し、就業に係る生活面での相談・支援等を行う。就労評価を実施するアセスメント支援員を西部圏域に配置する。	30,628	生活支援員等を配置し、就業に係る生活面での相談・支援等を行った。就労評価を実施するアセスメント支援員を西部圏域に配置し評価を実施した。	B	一部の障害者就業・生活支援センターにおいて支援員不足が生じている。	継続した求人募集及び待遇等の見直し	障がい福祉課

障がい者アート推進事業	平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の成果を未来に引き継ぐとともに、平成30年6月に公布・施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び法律を踏まえ同年10月に全国に先駆けて策定した「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がい者アートのさらなる推進を図る。 また、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」に加盟する都道府県と連携して行った障がい者アート振興の取組をレガシーとして継続・発展させるとともに、全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の芸術を全国に発信する。	「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がい者の芸術・文化活動の推進を図る。	98,784	障がい者文化芸術拠点「あいサポート・アートセンター」の運営し、アート活動に関する相談や研修を実施。また、発表機会の確保として、舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭」、公募作品展「あいサポート・アートとっとり展」を開催。 <推進計画の主な数値目標> アート活動取組団体数…R4達成状況42団体(R5目標 55団体) あいサポート・アートとっとり祭来場者数…R4達成状況500人(R5目標 5,000人) あいサポート・アートとっとり展来場者数…R4達成状況1,698人(R5目標 4,000人)	C	コロナ禍により、アート活動を行う福祉施設や個人が指導を受けたり、作品制作の時間が取れないなどアート活動が行いづらい環境にあった。アート活動の再開にあたり、各施設・個人で様々な課題が生じており、個々に応じたアウトリーチ型の支援体制を整える必要がある。	あいサポート・アートセンターの支援体制を強化し、訪問支援を中心とした各施設に応じた伴走型の支援を行う。	障がい福祉課
障がい者一般就労移行支援事業	障がい者が一般就労をするために必要なスキルや支援する側のスキルを習得する。また、関係機関との連携を強化し、密な支援を実施する。	一般就労移行の促進に向けた就労支援機関によるネットワーク会議の開催、就労移行・定着支援セミナーの開催や障がい者実習に係る謝金の支給等を行う。	2,119	関係機関との連携会議を開催、セミナーの開催を実施。職場実習体験を実施。	B	職場実習体験制度の周知、支援員研修制度の周知	広報パンフレット等を作成	障がい福祉課
障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	鳥取県工賃3倍計画に定める目標工賃の達成に向け、各事業所の特性に応じた支援を実施する。	特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業センターにコーディネーターを配置。総合相談窓口、専門家の派遣、共同受注窓口、人材育等を実施。	30,917	総合相談窓口、専門家の派遣、共同受注窓口、人材育等を実施。	B	事業所毎への個別支援の強化	専門家派遣の充実	障がい福祉課
手話でコミュニケーション事業	平成25年10月に成立した『鳥取県手話言語条例』に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、きこえない・きこえにくい人の社会参加を推進するための事業を行う。	聴覚障がい者センターに手話通訳者等を配置し、団体等からの依頼に基づき手話通訳者を派遣するほか、ICT機器を使用した遠隔手話通訳サービス、県民向けの手話講座等を実施し、きこえない・きこえにくい人への支援を行う。	96,007	手話通訳者の養成・派遣を行った。また、県内の公共施設等へタブレットを設置し、遠隔手話サービスを実施した。 県民向けミニ手話講座についても、子どもから大人まで広く県民の方に講座に参加いただいた。	B	・主に文字により情報を得ているきこえない・きこえにくい人から手話を学びたいとの要望があるが、手話を学べる機会が少ない。 ・手話通訳者の高齢化と手話通訳技術の向上。	・きこえない・きこえにくい人向け手話講座の実施。 ・現任研修会でのスキルアップ研修の実施。 ・学生など若い方が手話通訳者という職業に関心をもってもらうための取組について検討を行う。	障がい福祉課
聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）	県内の3か所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である「鳥取県聴覚障がい者センター」において、聴覚障がい者の社会参加を推進するための事業を行う。	手話を使わない（使えない）聴覚障がい者にとって重要な意思疎通支援である要約筆記者の養成や派遣、字幕入り映像の貸出事業等に取り組む。	26,315	要約筆記者の養成と派遣を行った。また、県内各圏域の聴覚障がい者センターにおいて、字幕入り映像の貸出を行った。 文字による情報保障を必要とするきこえない・きこえにくい人向けに新たな情報機器の導入を行った。	B	「きこえない・きこえにくい人＝手話言語」との認識もまだ多々あり、文字による情報保障を必要とする、きこえない・きこえにくい人に関する理解について、事業を実施していく中でさらに広めていく必要がある。	「手話でコミュニケーション事業」で実施している筆談セミナーなど、広く県民の方に参加いただける講座を実施する。新たに導入した情報機器を公共施設等へ設置する。	障がい福祉課
視覚障がい者情報支援事業	情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう、各種事業を実施する。	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として、「鳥取県視覚障がい者支援センター」において、多様な相談に対する支援を実施するほか、点字図書館の運営費補助、点字・声の広報発行など見えない・見えにくい人へのコミュニケーション支援を行う。	68,165	県内各圏域の支援センターを中心に視覚障がい者への支援を行った。東部の支援センターに支援員を1名増員し、より多くの相談に対応し、支援希望者のもとに伺う機会も増やすなど、支援の充実にも努めた。	B	新たな支援機器、サービスなどの体験の場が都心部に比べ少ない。	支援機器の販売企業等とも連携し、各支援センター等で体験機会が設けられる。	障がい福祉課
失語症者向け意思疎通支援事業	失語症者が社会生活の中で抱える困難を解消するため、失語症に係る県民の理解を広げるとともに、支援者を養成・派遣する。	失語症者の意思疎通を支援する者（失語症者向け意思疎通支援者）の養成及び派遣を行う。	16,402	新たな支援者4名の養成を行った。また、市町村と連携し、支援者の派遣事業も開始した。	B	コロナ禍にあり、養成研修への参加者が少ないこと、支援者に医療関係者が多く、所属する医療機関の感染対策の観点から派遣希望に応じられない状況がある。	県の広報等を通じ、参加者の募集を図る。新型コロナウイルスが5類になり、支援者側の派遣への支障がなくなることから、派遣制度の周知等を積極的に行い、支援希望者の掘り起こしを図る。	障がい福祉課

精神保健福祉に関する事業	<p>○人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用を図るため、精神医療審査会の開催及び精神科病院に対する定期実地審査等を実施する。</p> <p>○精神疾患のある方(措置入院医療対象者)の医療・保護を行い、措置入院に係る手続きを適切に実施するとともに、「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」(以下「マニュアル」という。)に基づき、本県の措置入院者が措置入院解除後、地域で安心して生活を送ることができる支援体制を構築する。</p> <p>○大規模災害等の後に被災地域に入り、精神医療及び精神保健活動を行う専門チームDPAT(災害派遣精神医療チーム)の体制整備を進める。</p>	<p>フォーラムの開催等により精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、精神疾患のある方(措置入院患者)が措置入院解除後、地域で安心して生活することができるよう関係機関で連携して支援を行う。</p>	17,926	<p>・鳥取県と鳥取県精神保健福祉協会の共済行事である「第31回心の健康フォーラム」について、令和4年12月23日(金)～5年2月10日(金)の間、YouTubeによる録画配信の方法により実施した。</p> <p>・保健所や精神保健福祉センターとの連携により、精神障がい者の地域生活支援体制の構築推進に取り組んだ。</p> <p>・候補先の病院と交渉し、県内2隊目のDPAT設置及び県内初の災害拠点精神科病院指定へ向かう方向で調整中である。</p>	B	<p>コロナ禍により、対面形式での行事の開催、病院への訪問がし難いなど、普及啓発や支援の方法や規模に支障が生じている状況がある。</p>	<p>今後の新型コロナウイルス感染症の推移を見ながら、鳥取県立精神保健福祉センター、各保健所等の関係先と調整し、適切な方法を設定していく。</p>	障がい福祉課
成年後見支援センター運営支援事業	<p>・人口の減少、高齢化の進展などにより、権利擁護に対する社会の要請がますます高まっている。</p> <p>・成年後見制度によって、認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護を支えていく。</p>	<p>権利擁護に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を支援する。</p>	14,250	<p>・県内3か所の成年後見支援センターに運営費補助金を交付したほか、各種会議への出席により情報共有・意見交換を行った。</p> <p>・市町村、社協等職員を対象とした研修を実施した。</p>	B	<p>・後見人の担い手の不足が課題となっているが、その担い手確保には市町村社協の法人後見受任は必要不可欠。</p> <p>・市民後見人の講座受講者や養成人数は増加しているが、実際の後見人受任につながるよう支援が必要。</p>	<p>・市町村、市町村社協、地域包括支援センター等を対象とした研修</p> <p>・市町村や成年後見支援センター、家裁との会議により情報共有を行い、バックアップなど県の施策を検討する</p>	福祉保健課
きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業	<p>きこえない・きこえにくい子どもの早期支援を図り、今後の社会生活をより豊かにするために、きこえない・きこえにくい子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能をつなげる中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行うこと。</p>	<p>・本人・家族支援の実施</p> <p>・情報の収集・活用・発信</p> <p>・関係機関との連携・支援</p> <p>・協議会の設置</p> <p>○委託先:(公社)鳥取県聴覚障害者協会</p> <p>○コーディネーター1名、支援員1名(ろう者)、事務員1名を配置</p>	21,501	<p>きこえない・きこえにくい子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能をつなげる中核となるサポートセンター『きこえにくい』を設置した。</p>	B	<p>きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きこえにくい』を円滑に運営するための関係機関による連携体制の構築</p>	<p>関係機関とともに継続的に取組</p>	子ども発達支援課
人権学習講師派遣事業(車いすバスケットボール)	<p>・バラスポーツ競技である車いすバスケットボールの体験教室を通して、ユニバーサルデザイン(UD)の身近な実践例、高齢者や障がい者への向き合い方(疑似体験やマナー)、心のUD等に関する学習を行い、人と人とのコミュニケーション、相手の立場に立った行動を身につけるなど、様々な人権意識の向上を図る。</p>	<p>・車いすバスケットボール体験を通して、障がいのある人への向き合い方や思いやりへの理解を深め、共生社会の実現へ向けた人権意識の向上を図る。</p>	969 480	<p>障がい者スポーツ(車いすバスケットボール)体験教室を小学校7校、中学校1校で実施した。</p>	B	<p>申込校数が29校のうち、実際に実施できたのは8校であるため、少しでも多くの学校で体験教室を実施することが課題。</p> <p>体験教室当日だけの学習とならないよう、事前学習及び事後学習を充実させることにより、質の高い人権教育の実現を図ることが課題。</p>	<p>国庫に加え、県費からも計上できるようにし、実施校数を増やすことにつなげる。</p> <p>実施することが決まった学校と協会、当課との三者による協議会を設定し、好事例を紹介することをおして、事前学習及び事後学習の充実を図ることで、人権教育のより一層の推進につなげる。</p>	人権・同和対策課 人権教育課

人権学習講師派遣事業 (ポッチャ)	・ポッチャ体験を通して障がいの有無に関係なく、スポーツの素晴らしさやバラスポーツ競技の魅力を感じることに、障がい者への向き合い方や思いやりへの理解を深め、人と人とのコミュニケーション、相手の立場に立った行動を身につけるなど、共生社会の実現へ向けた人権意識の向上を図る。	・ポッチャ体験を通して、障がいのある人への向き合い方や思いやりへの理解を深め、共生社会の実現へ向けた人権意識の向上を図る。	649 320	障がい者スポーツ(ポッチャ)体験教室を小学校7校、中学校1校で実施した。	B	申込校数が26校のうち、実際に実施できたのは8校であるため、少しでも多くの学校で体験教室を実施することが課題。 実施することが決まった学校と体験教室当日だけの学習とならないよう、事前学習及び事後学習を充実させることにより、質の高い人権教育の実現を図ることが課題。	国庫に加え、県費からも計上できるようにし、実施校数を増やすことにつなげる。 実施することが決まった学校と協会、当課との三者による協議会を設定し、好事例等を紹介することとおして、事前学習及び事後学習の充実を図ることで、人権教育のより一層の推進につなげる。	人権・同和对策課 人権教育課
鳥取型障がい者スポーツ推進事業	鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア及びその中・西部サテライトセンターによる障がい者スポーツ支援体制を活かしてスポーツ教室の開催や障がい者スポーツを支える人材(ガイド人材)の育成を推進し、全県各地でスポーツに親しめる環境づくりを推進する。	ノバリア運営やガイド人材の育成・派遣、スポーツ・レクリエーション教室の開催、特別支援学校でのバラスポーツ体験教室等を通じて、障がい者を含めあらゆる世代がスポーツを楽しむ、輝ける多様性のある共生社会の実現を図る。	28,679	①障がい者スポーツ指導員(ガイド人材)の育成のための「FUNネット講習会」を実施し、令和4年度末で登録者数463名となった。②中部・西部ノバリアサテライトセンターとも教室の回数、利用者増加となった。	A	初級障がい者スポーツ指導員の育成が、コロナの関係で規模を縮小しているため思うように育成できていない。また、資格保有者でも登録していない人もいるため、今後登録を促していく必要がある。	中級・上級の資格取得においても各競技団体等を通じて取得に向けて促していく。	スポーツ課
【再掲】 とっとり発ユニバーサルデザイン施設普及促進事業	生活を営む中で利用頻度の高い飲食店や物販店、病院や福祉施設など、民間建築物のバリアフリー化を促進する。	バリアフリー化を行う民間建築物の建築主に対して、市町村と協議し整備に係る費用を助成する。	43,439千円のうち、 17,831千円	福祉のまちづくり推進事業補助金について6市町村において、14件の活用があった。	B	補助金未創設の町村に対して補助制度の創設を、補助制度創設済の市町村に対してはメニューの拡充を行うよう働きかけが必要。	年度当初に開催する市町村向け補助制度説明会での働きかけと共に、個別訪問により働きかけがかる。	住まいまちづくり課
住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る	・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録・公開する。 ・セーフティネット住宅に対して家賃低廉化等の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援する。 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援する。	14,081	・住宅セーフティネット法に基づき、セーフティネット住宅を登録・公開した。(R5.2:6,306戸、R4.3:5,737戸) ・セーフティネット専用住宅に対して市町村を通じて家賃低廉化補助を行った。(R4実績見込:24件、R3実績:16件) ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援した。	B	・居住支援協議会等と連携して居住支援を行う新たな担い手として期待される居住支援法人の拡大を働きかけていく必要がある。 ・セーフティネット専用住宅の家賃低廉化補助の新規支援目標件数を令和7年度までの5年間で100戸としており、引き続き制度の普及を図っていく必要がある。	・居住支援法人の少ない東部・中部地域を中心に、事業者を訪問するなどして普及啓発し、指定の拡大を図っていく。 ・補助制度は、R4までに鳥取市、倉吉市、米子市及び南部町が制度を創設し、R5に境港市が創設を予定しており、引き続き取組む市町村の増加や制度の普及を図っていく。	住まいまちづくり課
ユニバーサル社会の実現に向けたバリアフリー化推進事業	観光施設周辺や障がい者就労施設、高齢者や子育て世代など多くの人が利用する施設等を中心に、誰もが安心して利用できる道路整備を推進する。	バリアフリーを目的とした歩道の段差解消や視覚障がい誘導ブロック等のニーズを踏まえた整備	16,000 9,000	県道若葉台東町線ほかにおいて、誘導ブロック等の整備を実施した。	B	十分な予算確保が出来ていないため、事業進捗の調整が必要となっている。	予算の確保に努める。	道路企画課
仕事と暮らしに役立つ図書館推進事業	デジタルアーカイブ特性である利用しやすさを活かしつつ、障がい者や高齢者等図書館の利用に困難のある方や情報の獲得に困難のある方に対するサービスを一層充実する。	視覚障がい者等に対するサービス提供のための環境整備を推進するとともに、障がい者サービスの拡充を図り、読書バリアフリーの啓発に努める。	1,363	・デジジー、マルチメディアデジジーを約900点追加するためのアクセシブルな資料等の充実を図った。 ・当館の「はーとふるサービス」を紹介するマルチメディアデジジー体験会、伊藤忠記念財団との共催による読書バリアフリー研究会を開催した。 ・読書バリアフリーに係る取組を推進するため関係者協議会を年2回実施した。	B	鳥取県の読書バリアフリー計画に基づき関係機関と連携して読書バリアフリーを推進していく必要がある。	関係機関や市町村立図書館等と連携しながら、必要としている人に情報が届くようサービスや計画の周知を図り、障がいの有無に関わらず県内の誰もが図書館を利用できる環境の整備を進める。	図書館
県教育委員会における障がい者就労支援事業	県教育委員会の障がい者雇用を推進する。	・県立学校や事務局に知的障がい者等を会計年度任用職員として雇用するとともに、障がいのある職員を支援する職員に対する研修会等を実施する。	987	令和4年度の障がい者雇用率は2.74%であり、法定雇用率(2.5%)を達成。	A	法定雇用率が、令和6年度には2.7%、令和8年度には2.9%まで引き上げられるため、引き続き障がい者雇用の拡充に努めていく必要がある。	障がいを持つ会計年度任用職員の任用を段階的に進める。	教育総務課

特別支援教育専門性向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校等において、発達障がいのある児童生徒に一貫した支援を行うため、早期からの指導・支援の充実、より一層の体制整備充実を図る。 ・特別支援学校教職員の専門性・授業力を向上させ、一人一人の障がい特性と発達に応じた指導を実現するため、長期研修や環境整備を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障がい専門性向上 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい専門性向上事業研修会の実施 ・小中学校等の職員への、LD等専門員による相談活動の実施 ○教職員の資質・指導力向上のための大学等へ長期派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・各種講座や大学・研究機関等への派遣。 ・小中学校等の教員を大学に派遣し、次世代のLD等専門員及び通級指導教室担当教員等を養成。 ○理療科・寄宿舎充実 <ul style="list-style-type: none"> ・県内で設置が少数の教育資源分野(理療科・寄宿舎)について、専門性向上のための研修を実施。 ○医療的ケア専門性向上 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育の充実を図るため、学校看護師や教職員に対し研修を実施。 ○特別支援学校教育職員免許保有率向上 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校教諭免許取得のための免許法認定講習(5講座)の開催や放送大学受講助成を行う。 	8,227	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の小中学校等の職員へのLD等専門員による相談活動件数は、6534件である。本人、保護者や学校の困り感に丁寧に寄り添った相談業務となっている。 ・次世代のLD等専門員及び通級指導教室担当者養成のため、7名の教職員を大学へ派遣した。 ・学校看護師における医療的ケアに関する知識・技能及び教職員の医療的ケアが必要な幼児児童生徒への指導力等の専門性が向上するよう、看護師、教職員等を対象とした研修を年間3回実施し、医療的ケアが必要な幼児児童生徒が安心して教育を受けられることができている。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、LD等専門員による相談活動を一時的に延期・中止、オンライン対応としたため、児童生徒の授業参観等対応が難しい相談内容もあった。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、研修派遣等、計画の変更・中止を余儀なくされた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校等を巡回し、児童生徒の授業参観等を行い、発達障がいのある児童生徒の指導・支援を充実させる。 ・今後、県内特別支援教育を中心に推進することが望まれる教職員を積極的に派遣する。 	特別支援教育課
切れ目ない支援体制充実事業	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて体制整備の充実を図るため、県立特別支援学校に外部専門家を配置するなどして特別支援学校のセンター的機能を強化するとともに、市町村における切れ目のない支援体制の充実を図るための研修会を開催する。 ・就学前から学校卒業後までの切れ目のない支援体制構築を目指して、教育と福祉が連携して各圏域ごとに福祉セミナーを開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校センター的機能充実 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校に外部専門家(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士)を配置し、教職員の専門性向上を進めるとともに、自校及び地域内の小中学校等への助言機能を向上させ、地域内のセンター的機能の強化を図る。 ○発達障がい理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校及び義務教育学校を中心に発達障がい理解促進のための教職員研修を実施。 ○福祉セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・在学中から福祉サービスの概要の周知と活用を促進し、圏域ごとに在学中から福祉サービスが利用しやすくなるよう、顔が見える関係を作るため、福祉セミナーを開催。 	4,066	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校センター的機能充実 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校に外部専門家(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士)を配置し、教職員の専門性向上を進めるとともに、自校及び地域内の小中学校等への助言機能を向上させ、地域内のセンター的機能の強化を図った。 ○発達障がい理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和4年度は中止。 ○福祉セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・圏域ごとに在学中から福祉サービスが利用しやすくなるよう、各圏域の特性に応じて福祉セミナーを開催した。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画の変更・中止を余儀なくされた事業があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多層指導モデルMIM(ミム)パッケージに関する教職員研修を行うことにより、障がいのある児童の特性に応じた指導支援が充実しつつあるが十分でない状況である。継続して活用できる研修資料(オンデマンドの活用)を検討し専門性向上につなげる。 ・県内3圏域がそれぞれの地域の特性に応じた福祉セミナーを開催し、生徒や保護者が事業所と直接やり取りできる機会をつくる。 	特別支援教育課
特別支援教育充実費	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な就学先・進学先の決定、学齢期への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めるとともに、一貫した教育をめざした小中学校、高等学校等への特別支援教育の理解啓発の充実を図る。 ・特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○就学支援・教育支援 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県就学支援委員会の開催・教育支援チームの派遣 ○医療的ケアを必要とする幼児児童生徒学習支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校医療的ケア体制整備検討分科会 ○特別支援学校地域支援推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等への相談活動(センター的機能) 	11,764	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な就学先・進学先の決定、学齢期への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めるとともに、小中学校、高等学校等への特別支援教育の理解啓発の促進を図った。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な障がいのある児童生徒が増えてきており、医療的ケアが必要な児童生徒が地域の小中学校へ通学するケース等、判断が困難な事例が今後も増えることが想定されるため、就学支援に係る取組が引き続き重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童生徒の重度重複化が進む中、学校の安心、安全への取組を継続して取り組んでいく。 	特別支援教育課
特別支援教育充実事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における特別支援教育の充実に向けて、通級指導教室設置校の指定等を通して障がいのある生徒の自立と社会参加等を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高校5校を通級指導教室設置校として特別支援教育コーディネーターを配置する。 ・「高校における通級による指導」の実践・研究、自己理解・他者理解のための実践・研究、高等学校特別支援教育に関する研修を実施する。 ・「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員を派遣する。 	5,106	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度からの「高校における通級による指導」制度の開始に伴い、県立高校5校を通級指導教室設置校として、特別支援教育コーディネーターを配置。 ・各高校の特別支援教育担当者等対象に、鳥取県高等学校特別支援教育研修会を10月に実施。 ・生徒及び教職員対象に、自己理解・他者理解のための外部講師を招聘した講演会等の実施。 ・「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員、手話通訳士の派遣。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・「高校における通級による指導」の実践、研究及び、生徒の自己理解・他者理解のための研修をとおして、特別支援教育の充実を図る必要がある。 ・「手話言語」授業の実施校について、授業の充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「高校における通級による指導」の拠点校等のあり方を検討する。 ・「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員を派遣する。 	高等学校課

4 子どもの人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) いのちを育むための教育の推進 (4) 児童虐待防止対策の充実
 (5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6) 子どもの権利への取組の推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進
 (9) いじめ、暴力行為、不登校等へ対応の充実 (10) 体罰防止に向けた取組の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
子どもの貧困対策総合支援事業	鳥取県子どもの貧困対策推進計画(第2期)に基づき、地域の実状に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組む市町村等を支援する。	生活に困難を抱える子どもや世帯への支援を強化する。 ・市町村が、子どもの居場所に専門職員を配置し、アセスメントに基づく世帯支援に取り組む経費を支援 ・とっとり子どもの居場所ネットワークが、食材提供拠点を活用し困窮世帯へ食料を提供するシステムを構築するための経費を支援	20,298	・子どもの居場所づくりを行う市町村に対して、立上経費や運営費について補助(子どもの居場所づくり事業) ・全県的な子どもの居場所の増設や取組充実につなげるため、こども食堂等の居場所づくりの関係団体で構成する「とっとり子どもの居場所ネットワーク「えんたく」」へ活動支援(とっとり子どもの居場所ネットワーク活動支援事業) ・子どもの貧困対策として活用できる学習支援事業を実施する市町村に対して、地域の実情に応じて取り組みやすくするため、既存の補助事業では対応できない費用について補助(学習支援充実事業)	B	全ての子どもが子どもの居場所を利用しやすくするため、子どもの居場所の数や開催回数を増やしたり、緊急時(物価高騰等)においても継続的に運営したりできるよう、全ての市町村において、運営費の支援が必要。	子どもの居場所に対する運営費の補助を行っていない市町村に対して、様々な機会を捉えて事業実施の働きかけを行うとともに、緊急時には国庫補助事業を活用するなどして子どもの居場所に対して支援を行う。	家庭支援課
ヤングケアラー支援強化事業	ヤングケアラーに対する支援体制の強化や啓発を図る。	ヤングケアラーに対する理解促進を図るための啓発、支援者のスキルアップ及びヤングケアラーや若者ケアラーが常時相談できる体制の構築等を行う。 ・電話相談の受付体制を24時間・365日に拡充 ・LINE相談窓口の新設 ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有しあうためのオンラインサロンの開催 ・支援者研修会の開催 ・支援機関の研修経費の助成 ・全小・中・高生へのチラシ配布(相談窓口等について啓発) ・対策会議の開催	14,890	・電話相談の受付体制を24時間・365日に拡充 ・LINE相談窓口の新設 ・オンラインサロンの開催(全8回) ・フォーラム兼支援者研修会の開催(R4.12.1) ・支援機関の研修経費の助成(7団体) ・全小・中・高生等への啓発用リーフレット配布、JR主要駅のデジタルサイネージ広告、ファミリーマートの店内放送及びラジオ番組で相談窓口等について啓発 ・対策会議(R4.11.11)	B	ヤングケアラーは、家庭内の問題であることから、本人が周囲に相談しづらく問題が表面化しにくい傾向があり、ヤングケアラーを孤立させない取組と啓発の強化が必要。 また、ヤングケアラーの担っている家事・育児を軽減することのできる体制の構築が必要。	以下の取組を新たに実施 ・SNS上の集いの場(当事者同士がチャットで意見交換や悩みを共有する場)の開設 ・元当事者による出前授業の開催 ・子育て世帯訪問支援臨時特別事業(ヤングケアラー等がいない家庭を訪問支援人が訪問、家事・育児等の支援を行う)を実施する市町村への補助	家庭支援課
産前産後のババママほっとずつと応援事業	産後健診で把握した要支援者に確実に支援を届け、産後うつ及び児童虐待を防止するとともに、子育ての円滑なスタートを支援する。 また、医療機関や市町村、家族にも相談できず、孤立・孤独感を感じている妊産婦の不安を解消を図る。	産前産後の強い育児不安や援助者の不在による産後うつ及び児童虐待を防止するため、心の休息(レスパイト)のとれる居場所づくりなどの支援を行う。 ・地域の助産所による妊産婦の居場所づくり ・父親の育児参画の必要性を職場などで周囲に伝えられるリーダーの養成	10,765	・市町村の実施する産後ケア事業の利用料を無償化。 ・鳥取県助産師会に委託し、県内助産所でオープンデーを実施。 ・鳥取県助産師会に委託し、新米パパに贈る子育て教室を計12回実施。	B	・県内のどの地域でも十分な産後ケアを受けられるよう、施設等の整備を進める必要がある。	・産後ケアを実施する医療機関、助産所等を増やすため、市町村と連携した整備支援などを実施する。	家庭支援課
児童相談所体制強化事業	児童に関する様々な問題について、関係機関と連携して適切に対応できるよう、児童相談所の体制強化を図る。	施設内虐待の発生予防に関する研修の充実を図るとともに、一時保護所(県内3か所)の第三者評価の受審に取り組み。また、関係機関に対し、児童虐待に関するスキルアップ研修等を行う。併せて、広く県民への広報啓発活動等を行い、児童虐待防止対策を推進する。	21,364	・一時保護所(県内3か所)の第三者評価を受審。 ・施設内虐待の発生予防や、関係機関に対する児童虐待に関するスキルアップ研修等を実施。 ・11月の児童虐待防止推進月間において広報啓発活動等を実施。	B	・業務の一層の向上を図るため、児童相談所についても第三者評価の受審が必要。	・児童相談所(県内1か所、持ち回り)の第三者評価を受審する	家庭支援課
ひとり親家庭寄り添い支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、鳥取県母子寡婦福祉連合会と連携し、ひとり親の悩みに寄り添いながら必要な支援へと繋ぐ相談支援体制を構築する。	県内3か所の県立ハローワーク内に『ひとり親家庭相談支援センター』において、相談員による相談を実施するとともに、相談者適切な支援を受けるための同行支援や出張相談等を実施する。	3,560	窓口相談や電話相談など令和5年2月末までに292件の相談を実施。	B	相談者の状況や相談内容により、個室での対応が必要。	県立ハローワークが入居するテナントビルの空き会議室や県立ハローワーク内の会議室を使用するなど、必要に応じて個室を用意し、対応する。	家庭支援課

社会的養育における子どもの権利擁護推進事業	県版アドボカシー(本県での社会的養育を受けている子どもの意見表明をサポート又は代弁する仕組み)の体制を検討、構築する。	試験的にアドボケイトを児相相談所一時保護所に派遣し、本県のアドボカシー制度を検討する際の資料として活用する。また、社会的養育を受けている子どもがアドボカシーについて学ぶための動画を作成するとともに、アドボケイトの養成研修等を行う。	6,159	R4.10～R5.2一時保護所にアドボキッ派遣試行実施 R5.1～R5.2アドボキッ養成研修を実施 R5.3動画作成	B	アドボキッ派遣の安定的実施 アドボキッのスキルアップ こども権利救済の枠組みの構築	養成研修の実施 スキルアップ研修の実施 救済の枠組みの試行、検討の継続	家庭支援課
不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業	県内3箇所に設置している県教育支援センター「ハートフルスペース」において、義務教育修了後の高校不登校(傾向)生徒や中卒者、高校中途退学者の学校復帰や就労、社会参加に向けた支援を行う。	県教育支援センター「ハートフルスペース」において、安心して過ごせる居場所の提供や社会性を身に付けるような活動の提供を行うとともに、カウンセリングや進路支援を通して、次の進路へ向けての情報提供、福祉・就労等の関係機関へのつなぎ等を行う。	2,147	令和4年度利用者は約200名だった。居場所づくり支援によって、定期的な利用となった者、就労が実現した者など一人一人のニーズに合わせた支援を実施した。	B	家族で困難を抱え込み、支援を必要とする者に県教育支援センターの情報を届けること。	市町村福祉行政等と連携を継続する。	いじめ・不登校総合対策センター
いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体との連携、相談窓口の充実、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。	鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の開催、いじめ相談窓口の運営、子どもの悩みサポートチーム支援事業の実施、いじめ問題調査委員会の設置、児童生徒のいじめ問題への主体的な取組支援の実施、いじめ問題に関する行政説明会の実施等を行う。	12,350	鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会(2回)及び、いじめ問題に関する行政説明会を開催した。いじめ相談窓口の運営、子どもの悩みサポートチーム支援事業を実施した。希望する学校に指導主事を派遣して校内研修を行った。	B	いじめ問題への初期対応が不十分なため、被害児童生徒やその保護者と学校との関係がこじれる場合がある。	継続していじめ問題に関する行政説明会や指導主事派遣型の校内研修を実施する。	いじめ・不登校総合対策センター
スクールソーシャルワーカー活用事業	学校や家庭、地域など児童生徒を取り巻く環境が複雑化しており、それらの課題への対応充実を図るため、社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を助成するとともに、県において関係者との連絡協議会や人材育成及び資質向上のための研修会を実施し、事業の充実を図る。また、スーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助を行う。	スクールソーシャルワーカーを配置する市町村への補助、スクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質向上を目的とした研修会の実施、県において関係者との連絡協議会やスクールソーシャルワーカーを配置する市町村及び県立学校への巡回訪問の実施、対応困難な事例に対して適切な助言を行うためのスーパーバイザーの派遣等を行う。	67,934	スクールソーシャルワーカーを配置する市町村への補助をおこなった。スクールソーシャルワーカー連絡協議会を開催した。対応困難な事例に対して適切な助言を行うためのスーパーバイザーの派遣を行った。	B	社会福祉士と精神保健福祉士の資格を有する者の割合が低く、スクールソーシャルワーカーの資質向上のためには、引き続き、研修およびスーパーバイザーを行って行く必要がある。	ニーズに応じた現任スクールソーシャルワーカー研修の開催や人材確保のための育成研修を実施する。	いじめ・不登校総合対策センター
不登校児童生徒支援事業	小・中学校の不登校児童生徒への継続した支援のため、県教育委員会と市町村教育委員会との連携を強化し、校内支援体制づくりと児童生徒理解に基づく支援の充実等を図る。更に中学校(校区内の小学校へも対応)へのスクールカウンセラー配置や学校生活適応支援員配置等により、不登校の未然防止及び早期支援や不登校状態の児童生徒の学校復帰を含めた児童生徒一人一人の社会的自立をめざす。また、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士等を緊急派遣できる体制を整備する。	県及び市町村担当者との「いじめ・不登校等対策連携会議」の開催及び市町村と協働した学校への支援、学校生活適応支援員やスクールカウンセラーの配置、スクールカウンセラーの資質向上のための研修の実施、不登校生徒の居場所としての校内サポート教室の設置、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士等を緊急派遣できる体制を整備する。	3,189	県及び市町村担当者との「いじめ・不登校等対策連携会議」の開催(4回)及び市町村アドバイザーの派遣。学校生活適応支援員の配置(公立小学校17校)スクールカウンセラーの配置(全公立中学校区、全県立学校)、スクールカウンセラー連絡協議会の開催(年2回)及び資質向上のための研修を実施した。校内サポート教室の設置(公立中学校5校)臨床心理士等を緊急派遣(実績:138時間)	A	市町村教育委員会への支援は1回の研修等で終わることが少なく、継続的に支援していく必要がある。	効果的な取組を県内に周知する。学校への支援がスピーディーに行われるように支援の申請ルート等の見直しを行う。	いじめ・不登校総合対策センター
不登校生徒等への自宅学習支援事業	学びの機会を失っている不登校生徒等(小中学生・高校生年代)を対象に、ICT等を活用した自宅学習支援を行い、学びへの意欲や学力補充を行い、自己肯定感を高め社会的自立を促す。県内3か所の県教育支援センター(ハートフルスペース)に自宅学習支援員を配置し、インターネットを介した学習の進め方のアドバイスや心的なサポート等を行う。	生徒理解に精通し、義務教育段階の学習を指導できる者を自宅学習支援員として、県教育支援センター(ハートフルスペース)に配置し、インターネットを介し、一人一人の習熟度に合わせて国語、数学、英語、社会、理科の学習プログラムを提供する学習教材ソフトを使用して、不登校生徒等の学習を遠隔で支援する。	3,306	令和4年度利用者は40名だった。一人一人の教育的ニーズに合わせた学習支援、個別面談やメッセージなどで心理的サポートを行った。	A	学習支援がすべての不登校児童生徒へいきわたっていない。	市町村(学校組合)教育委員会との連携を密にり、学習支援の方策を検討する。	いじめ・不登校総合対策センター
【再掲】ネット・トラブル事業	インターネット上の誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視をする。	月10回程度インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視を行い、問題と思われる事例が発見された場合、市町村教育委員会や県立学校等に情報提供する。	1,091	ネット・トラブル事業として外部委託し、問題と思われる事例については報告があり、必要に応じて市町村教育委員会や県立学校等に情報提供を行った。	B	非公開のSNSについては監視をすることができない。	県教育委員会関係課と連携し情報モラル教育を推進していく。	いじめ・不登校総合対策センター

教育相談事業	幼児児童生徒等の教育上の課題や、発達、障がい等に係る学習上の困難や生活上の課題について、専門性を有する相談員及び専門指導員や専門医が、本人や保護者らに対してきめ細かな支援を行う。	本人・保護者・学校関係者等からの相談に指導主事、相談員、専門指導員及び専門医が応じ、個別の状況やニーズに応じた助言・支援を行う。	2,267	不登校相談については、相談者の思いを受け止め子どもとの関わり方について助言した。いじめ相談については、関係機関との連携を行い早急な解決を図った。幼児への発達相談は、言語理解、視覚認知の力を高める個別プログラムを実施した。	A	次年度も今年度同様に取り組む。	相談員としての資質向上を図る。	いじめ・不登校総合対策センター
学校への専門家派遣事業	学校での指導の充実を図るため、心や性に関する専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心や性の健康問題の課題解決を図り、学校での指導の充実を図る。	・心や性に関する健康問題に対して、専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心身の健康問題への対応及び支援を行い、学校で行う健康相談に対する支援体制の充実を図る。	922	県立学校については、望まない妊娠や性被害の実態を踏まえ、生命の大切さやよりよい人間関係づくりの築き方について産婦人科医師や助産師等の専門家を派遣し、性に関する指導の充実につながっている。(R4:県立学校27校 延べ82人派遣)	A	より多くの学校が活用するよう好事例等情報発信する必要がある。	HP等を活用した情報発信	体育保健課
児童生徒健康問題対策事業	近年の薬物情勢を踏まえた薬物乱用防止教育の重要性や進め方を理解することを通して、教職員や学校薬剤師等の指導力の向上を図る。	・薬物乱用防止教育研修会を開催する。 ・県内の中学校と高等学校に、年1回の薬物乱用防止教室開催への働きかけを実施する。	114	教職員、学校薬剤師等を対象に研修会を開催し、薬物乱用防止教育の進め方など周知することをとおして指導力の向上を図るとともに、各学校における薬物乱用防止教室の開催を働きかけた。(非集合型オンデマンド開催 参加者119人)	A	開催方法等を工夫し、より多くの学校で薬物乱用防止教育の充実を図る必要がある。	・開催方法の検討 ・関係機関との一層の連携	体育保健課
とっとりふれあい家庭教育応援事業	すべての保護者が安心して子育て及び家庭教育が行えるよう、家庭教育の支援や充実を図り、家庭教育力向上を図る。	・家庭教育の支援充実を図り、家庭教育力向上を図る取組を実施する。 ・地域人材の育成及びネットワークの構築、啓発広報に取り組む。 ・市町村が実施する親への学習機会の提供、「家庭教育支援チーム」による訪問型(届ける)家庭教育支援の取組を促進する	7556 7,074	・各市町村で活動する家庭教育支援員に向けた研修会を実施し、資質向上を図った。 ・家庭教育アドバイザー等の派遣を行い、園や学校での家庭教育の啓発を行った。 ・家庭教育支援事業を行っている市町村に財政支援を行った。	B	・家庭教育に係る人材の育成 ・市町村への継続的な財政支援	・家庭教育に係る人材を育成するための研修等を行うとともに、参考となる取組の情報収集及び啓発に努める。	社会教育課
地域学校協働活動推進事業	学校と地域の連携・協働体制を確立し、学校を核とした地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業(地域学校協働活動)を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、学校を核とした地域づくりを推進する。	・「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」にもとづく教育の支援として、大学生や教員OBなど地域住民の協力による「地域未来塾」を開設する市町村に、学習環境を整備・保障する費用を助成する。	49,838 45,132	・地域未来塾等の学習支援に関わる人材に対し、他県の優良事例の講座と、他市町村関係者とのグループワークを行い、資質の向上を図った。 ・地域未来塾等の学習支援事業を実施する市町村に対し、財政支援を行った。	B	・地域未来塾等の学習支援に関わる人材の資質向上 ・市町村への継続的な財政支援	・引き続き研修会等を通して学習支援に係る人材を育成するとともに財政支援を実施する。	社会教育課
【再掲】インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業	子どもの健全育成を行うNPOに委託し、保護者や地域住民への啓発活動を行う。	・ケータイ・インターネット教育推進員派遣(PTA研修等への講師派遣) ・ケータイ・インターネット教育推進員研修(派遣する講師の育成) ・乳幼児の保護者向け啓発活動(啓発チラシを作成し、幼稚園・保育所等へ配付)	2,376	・「ケータイ・インターネット教育推進員」をPTA研修会等に派遣し、子どもの発達段階に応じたケータイ・インターネットとの適切な接し方について啓発した。(派遣実績(2月末時点):45件)	B	・電子メディア利用の低年齢化が進んでいることから、幼児期の保護者に対する啓発に注力する必要がある。	・幼児期の保護者を対象にした新たな出前講座を実施する。	社会教育課
幼児教育推進体制の充実・活用強化事業	・「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)」等を周知・活用し、幼稚園・認定こども園・保育所等の教職員の指導力向上と小学校教育との連携・接続推進を図る。 ・県幼児教育センターの拠点機能を強化し、市町村・私立園設置者、小学校等における課題解決に向けた幼児教育及び小学校教育現場の取組を支援する。	・幼児教育推進体制強化のために、幼児教育アドバイザーや幼児教育支援員を配置する。 ・幼児教育理解推進・質向上のために、「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)」等の周知・活用したり、「鳥取県幼児教育推進研究協議会」を実施する。 ・保育者の専門性向上のために幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の研修会を実施する。 ・幼保小接続を推進するために、「幼保小接続推進リーダー育成事業(2年次)～育ちと学びをつなぐプロジェクト～」や研修会等を実施する。	4489 3043	・県幼児教育センター職員が、県内の幼児教育・保育施設への訪問指導を行うなど、幼児教育の拠点として取組を進めた。 ・幼保小連携・接続に関する課題を抱えている市町村の課題解決に向け、事業展開やニーズに応じた指導助言を実施している。	B	・幼児教育と小学校教育では所管が異なることから、幼保小連携・接続に関する相互理解や連携が難しく、教育委員会の関与の在り方によって市町村による実践に差が見られる。 ・県内各市町村や私立園設置者の幼児教育推進体制に差が見られる。	・市町村や設置者同士の連携をより充実させるため、連絡会等を実施する。 ・幼保小接続を推進するために、「幼保小接続推進リーダー育成事業」の好事例の発信や研修会等を実施する。	小中学校課

5 高齢者の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 社会参加・健康づくりの充実 (4) 福祉サービスの質の向上 (5) 暮らしやすいまちづくりの推進
 (6) 認知症関連施策の充実 (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
【再掲】 成年後見支援センター運 営支援事業	・人口の減少、高齢化の進展などにより、権利擁護に対する社会の要請がますます高まっている。 ・成年後見制度によって、認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護を支えていく。	権利擁護に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を支援する。	14,250	・県内3か所の成年後見支援センターに運営費補助金を交付したほか、各種会議への出席により情報共有・意見交換を行った。 ・市町村、社協等職員を対象とした研修を実施した。	B	・後見人の担い手の不足が課題となっているが、その担い手確保には市町村社協の法人後見受任は必要不可欠。 ・市民後見人の講座受講者や養成人数は増加しているが、実際の後見人受任につながるよう支援が必要。	・市町村、市町村社協、地域包括支援センター等を対象とした研修 ・市町村や成年後見支援センター、家裁との会議により情報共有を行い、バックアップなど県の施策を検討する	福祉保健課
地域包括ケア推進支援事業	団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向け、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」(住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくり)の構築が市町村に求められている。県においては、市町村による「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けて、市町村の取組を支援する。	団塊の世代が75歳以上となる2025(R7)年に向け、市町村による地域包括ケアシステム推進に係る取組への支援を強化する。 ・介護予防・日常生活支援総合事業支援員の派遣(介護予防・日常生活支援総合事業の充実等に向けた伴走型支援を行う支援員を市町村等に派遣) ・地域包括ケア推進支援チームの設置(県、支援員、関係機関等からなる支援チームを設置し、市町村における地域包括ケアの推進に向けた課題と支援策を検討)	27,479 18,593	従来からの市町村等職員を対象とした研修事業や、令和3年度からの生活支援体制整備事業支援員派遣の継続のほか、令和4年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業支援員派遣や地域包括ケア推進支援チームによる市町村支援策の検討・実施など、集団支援と個別支援の連動を意識した市町村支援に取り組んだ。	B	※R5は、第9期介護保険事業計画(R6～R8)の策定年度で、計画期間中に団塊の世代が75歳以上となる2025(R7)年を迎える ・市町村による地域包括ケアシステムの構築・深化は途上にあることから、より丁寧に市町村のニーズや課題等を把握していく必要がある。 ・従来からの、また新たに把握した市町村のニーズ等に応じ、市町村支援策を改善・検討、実施していく必要がある。	・市町村のニーズ等に応じた介護予防等に関する研修事業の効果的な実施。 ・各事業支援員やアドバイザーによる市町村を対象とした伴走型支援の効果的な実施。	長寿社会課
敬老意識の醸成	老人の日の記念行事として、百歳を迎える高齢者に対し、内閣総理大臣からお祝い状及び記念品を贈呈し、その長寿を祝いかつ多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、ひろく国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的とする。 長寿社会における生き方として、エイジレス・ライフを実践している事例等を広く紹介し、高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする国民の参考に供する。	・「百歳以上高齢者」の報道発表 ・積極的に社会参加活動を行っている高齢者やその団体を「エイジレス・ライフ実践者」及び社会参加活動事例として事例発表及び高齢者の顕彰を実施	—	老人の日記念事業として、百歳を迎える高齢者に対して、内閣総理大臣からのお祝い状及び記念品を贈呈した。	B	令和5年度も引き続き老人の日記念事業として継続する。	国や各市町村との連携を円滑に行い、スムーズに事業を完了できるようにする。	長寿社会課
認知症本人の社会参画支援、認知症本人と家族の一体的支援	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	認知症本人の社会参画を推進し、その視点を施策や地域啓発へ反映させる。 ・認知症本人ミーティング ・研修 認知症の人と家族を支えるための体制強化等 ・認知症コールセンターの運営(委託) ・家族の集いの連絡会の開催	9,588	・県内3圏域において偶数月に認知症本人ミーティングを行い、奇数月に振り返り会を開催。・家族の集いの連絡会では啓発、若年性認知症の方の就労を議題にした。 ・「認知症施策大綱」のもと、認知症ご本人や家族の視点に立った取組をしている。	B	・企業の認知症への理解不足(買い物、外出の不便等)、地域資源(ボランティア等)が生かされていないケースがある。 ・就労に関して各機関の取り組みを持ち寄る必要がある。 ・認知症ご本人それぞれが今の状況や暮らしのことなどを自由に発言し、情報共有できる場である本人ミーティングを引き続き行う。参加していただくご本人は決まってきたため、これまで参加しなかったご本人にも参加していただき、より多くの当事者同士が繋がる機会が必要である。	・全国的にも認知症サポーター養成率が高いことを活かし、同サポーターがチームオレンジや市町村・関係機関と有機的に繋がるような仕組みづくり等の構築に取り組む。 ・家族の集いを労働関係機関と連携できる方向にする。 ・認知症ご本人や家族からの相談を受け、医療機関やオレンジカフェなどの地域の交流の場と早期の段階から繋がるように支援していく。	長寿社会課

いきいき高齢者クラブ活動支援補助金	地域を支える高齢者の生きがいづくり・健康づくりを支援し、さらなる地域活動の発展及び団体の育成強化を図るため、市町村及び県老人クラブ連合会に補助する。	老人クラブが行う社会貢献活動や健康づくり等の各種事業に対する助成	35,165 33,908	老人クラブが行う社会貢献活動や健康づくり等の各種事業に対する補助を行った。	B	令和5年度も引き続き補助を継続する。	市町村及び県老人クラブ連合会への補助がスムーズに行えるようにする。	長寿社会課
明るい長寿社会づくり推進事業	元気な高齢者のスポーツや文化活動を等の促進を図るため、高齢者美術作品展の開催や、高齢者運動会に対する補助、全国健康福祉祭(ねんりんピック)等への派遣を行う。	高齢者の生きがいと健康づくりの推進 ・スポーツ大会(ねんりんピックへの選手派遣、因伯シルバー大会の開催)やシニア作品展の実施 ・高齢者健康運動会の開催支援	28,893 25,412	ねんりんピックへの選手団派遣や県内の元気な高齢者が制作した作品を展示するシニア作品展を開催した。	B	シニア作品展においては、年々出品作品が減少しているため、効果的な方法で宣伝していく必要がある。	早い段階から広報活動を行い、多くの人のに参加していただけの作品展としたい。	長寿社会課
とっとりいきいきシニアバンク「生涯現役」運営事業	資格、特技、技能を持つ高齢者の活動促進を図るため、高齢者の人材バンク「とっとりいきいきシニアバンク」を運営し、活躍の場づくりを行う。	高齢者が多様に活躍できる仕組みづくり ・とっとりいきいきシニアバンクの運営 ・元気な高齢者の経験や知識を活かした企業の支援	13,798 12,815	登録者数が6,000人を超えてから伸び悩む中で、活動率は上昇しており、地域で、自身の経験や知識を生かして活動したい高齢者を支援。	B	近年コロナ禍による全体的な活動自粛傾向があるが、5類移行後に向けてアピールしていく必要がある。	HPや、新聞を活用した広報に加え、近年実施できなかったフェスティバルを開催予定。	長寿社会課
認知症医療体制の充実、認知症高齢者介護制度人材の育成	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	○認知症医療体制の充実 ・認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営(委託) ・かかりつけ医や看護師等、医療関係者に対する認知症対応力研修実施(委託) ○認知症高齢者介護制度人材の育成 ・介護職員に対する認知症の知識や技術向上のための研修実施(委託)	38,053	県内の各認知症疾患医療センターが開催する連携協議会に出席し、センターの状況や課題について情報共有し、連携を図った。その他の関係機関とも契約を締結し、各種研修会を開催いただいた。	B	地域によって研修の参加者数に変動があるのでより多くの関係者に参加していただけるようにする。	研修会を年度の早い段階に設定してもらい、多くの人が参加できるようにする。関係機関への周知にできるだけ協力する。	長寿社会課
認知症になっても安心して暮らせる共生社会	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	認知症になっても安心して暮らせる地域づくり ・認知症サポーターの養成 ・認知症サポーターが中心となり地域で認知症の人と活動する「チームオレンジ」の設置支援 ・認知症の方の社会参加の場として「本人ミーティング」や「認知症カフェ」の推進 ・行方不明高齢者対応のための県警・市町村等とのSOSネットワークの構築	2,948 2,671	・「認知症施策大綱」のもと、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して地域の関係者や行政職員、企業などにサポーター養成講座などの研修会を実施した。 ・SOSネットワークの構築し、情報の共有化を行い、一刻も早い発見につなげている。	B	・地域でチームオレンジのような形態はいくつもあるので既存のものを活かしながら地域で連携した取組を行っていく必要がある。 ・生命の危機に晒される行方不明高齢者が認知症の方の増加に伴い増加が懸念される。	・キャラバン・メイト養成研修において多くの人に参加してもらえるように早めにお知らせする。全市町村でのチームオレンジの設置に向けて市町村に働きかける。 ・市町村域を越えた連携の促進に取り組むため市町村・県警察本部・県で引き続き取り組む。	長寿社会課
若年性認知症支援事業	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	・若年認知症サポートセンターを設置し、患者・家族の生活・医療相談や就労相談、社会活動支援を実施(委託) ・若年性認知症の啓発のためのセミナー開催(委託) ・医療機関を受診後、早期に相談支援機関に繋げるため、認知症疾患医療センターと連携したピアサポート事業の実施(委託)	7,977	診断後支援の早期の段階から医療機関や地域と繋がるために若年認知症コーディネーターの存在は不可欠であり、様々な調整役として活動いただいている。	B	若年性認知症の方の就労について庁内も含めて関係機関と連携を図る必要がある。	年2回開催のネットワーク会議において就労機関の関係者にも加わってもらい、課題の整理や情報共有を行い、就労について考えていく。	長寿社会課
高齢者虐待防止推進事業	高齢者虐待防止法に基づき県内の高齢者虐待問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護に対し様々な支援を行い、高齢者虐待対応のための体制を整備する。	○地域における高齢者虐待防止の推進 ・各市町村及び地域包括支援センターの高齢者虐待対応業務を支援するための研修実施(委託) ・成年後見ネットワーク鳥取・倉吉・米子による相談・助言業務の実施(委託) ○高齢者施設における高齢者虐待防止の推進 ・介護職員や施設管理者を対象とした研修の実施	1,732	・地域包括支援センター及び市町村の職員に対して在宅、介護施設における高齢者虐待対応の研修を行った。 ・市町村等からの相談等を専門家等の助言を行った。	B	高齢者虐待への意識が高まりつつあり、各市町村や包括の業務も増加している。	虐待に対する効果的・効率的な対応が求められるため、引き続き、研修や事例共有などにより、担当者のスキルアップを図る。	長寿社会課

福祉サービス利用者苦情解決事業	福祉サービスに対する利用者の意見や苦情を幅広く汲み上げ、サービスの改善を図る。 県の社会福祉協議会に設置された公正な第三者機関(運営適正化委員会)が、当事者間(利用者及び事業者)で対応困難な福祉サービスに関する苦情解決を図る。	・鳥取県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動経費等に対し助成。	9,615	福祉サービスに対して利用者から寄せられた意見や苦情の解決を運営適正化委員会において行うため、鳥取県社会福祉協議会に活動経費を助成した。	B	毎年一定数の苦情や相談を受け、当該機関で解決が図られていることから、引き続き、この事業を続けていくことが必要。	これまでの取組を引き続き継続していく。	福祉監査指導課
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	県が認証した評価機関が、事業所の提供する福祉サービスを評価し、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上とサービス利用者への情報提供を図る。	・事業者の提供するサービスを評価する評価機関の認証、評価調査者の養成研修及び継続研修を実施するとともに、指導監査を通じた事業の普及を促進する。	1,095	・評価推進委員会を開催し、評価機関の認証更新を行った。 ・評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行った。 ・指導監査時の機会を捉え受審の勧奨を行った。	B	・より多くの福祉施設に評価機関の評価を受けていただくことが必要。	・評価機関が継続して活動するため認証更新を行う。 ・評価調査者の確保のため、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修の実施する。 ・指導監査等の機会を捉え事業の普及促進する。	福祉監査指導課
とっとり県民カレッジ事業講座の開催	県民の多様化・高度化する学習要求に応えるために、社会の様々な教育機能との連携を図り、広く県民に公開された学習機会を提供する。	市町村や高等教育機関等と連携し、地域づくりにつなげる講座等を開催する。また、講座について広く県民に情報提供することにより県民に学ぶ機会を提供するとともに、講座の受講に応じて単位を認定することで学習意欲向上を促す。	100	「とっとり県民カレッジ」では、県立生涯学習センターの指定管理者と高等教育機関、市町村、県が連携し、幅広いテーマで講座を設け、県民に多様な学習機会を提供した。(市町村連携講座の開催:3回、大学等と連携した特別講座の開催:9回)	B	受講者の固定化が見られるため、新規受講生を開拓するため、幅広く県民に学習の機会を提供する必要がある。	県立生涯学習センターの指定管理者と連携しながら、多くの人に情報が届くよう、広報の仕方を工夫する。	社会教育課
【再掲】 とっとり発ユニバーサルデザイン施設普及促進事業	生活を営む中で利用頻度の高い飲食店や物販店、病院や福祉施設など、民間建築物のバリアフリー化を促進する。	バリアフリー化を行う民間建築物の建築主に対して、市町村と協調し整備に係る費用を助成する。	43,439千円のうち、17,831千円	福祉のまちづくり推進事業補助金について6市町村において、14件の活用があった。	B	補助金未創設の町村に対して補助制度の創設を、補助制度創設済の市町村に対してはメニューの拡充を行うよう働きかけが必要。	年度当初に開催する市町村向け補助制度説明会での働きかけと共に、個別訪問により働きかけがかる。	住まいまちづくり課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る	・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録・公開する。 ・セーフティネット住宅に対して家賃低廉化等の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援する。 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援する。	14,081	・住宅セーフティネット法に基づき、セーフティネット住宅を登録・公開した。(R5.2.6.306戸、R4.3.5.737戸) ・セーフティネット専用住宅に対して市町村を通じて家賃低廉化補助を行った。(R4実績見込:24件、R3実績:16件) ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援した。	B	・居住支援協議会等と連携して居住支援を行う新たな担い手として期待される居住支援法人の拡大を働きかけていく必要がある。 ・セーフティネット専用住宅の家賃低廉化補助の新規支援目標件数を令和7年度までの5年間で100戸としており、引き続き制度の普及を図っていく必要がある。	・居住支援法人の少ない東部・中部地域を中心に、事業者を訪問するなどして普及啓発し、指定の拡大を図っていく。 ・補助制度は、R4までに鳥取市、倉吉市、米子市及び南部町が制度を創設し、R5に境港市が創設を予定しており、引き続き取組む市町村の増加や制度の普及を図っていく。	住まいまちづくり課

6 外国人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 暮らしやすいまちづくりの推進 (2) 生活情報の提供の充実 (3) 相談支援体制の充実 (4) 教育・啓発の推進 (5) 外国人児童生徒に対する教育の充実
(6) 外国人の社会参画の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
多文化共生推進事業	外国人が安心して訪問、生活できる多文化共生社会を推進していくため、外国人総合相談窓口や多文化共生サポーター制度の運営、やさしい日本語の活用促進、災害時外国人支援の取組を行う。	・多言語(英語、中国語、ベトナム語)対応の「外国人総合相談窓口」の運営。 ・外国人の視点から多文化共生の取組を進めるため、多文化共生コーディネーターを配置。 ・外国人住民と行政等との橋渡し役を務める鳥取県多文化共生サポーター制度の運営。 ・外国人への情報提供・コミュニケーション手段としてやさしい日本語の普及啓発・活用を推進 ・災害時の外国人支援のための研修会開催等	24,994	・外国人総合相談窓口については、コロナ等の医療分野や日本語学習に関する質問を中心に、令和3年度を上回る件数の相談を受けた。 ・多文化共生サポーターの拡充を図り、新たにマレーシア出身者1名及び中国出身者1名に委嘱した。 ・やさしい日本語について、行政、医療、観光分野に関する研修会の開催及び文例集の作成を行った。 ・災害時の外国人支援に関するオンライン研修会を開催した。	B	・日本語教育推進体制が十分に構築できていない。	・全体的な日本語教育推進体制の整備、学習機会の確保充実、日本語教育に携わる人材の育成、企業等関係機関との連携など、日本語教育に必要な体制の整備	交流推進課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る	・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録・公開する。 ・セーフティネット住宅に対して家賃低廉化等の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援する。 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援する。	14,081	・住宅セーフティネット法に基づき、セーフティネット住宅を登録・公開した。(R5:2,6,306戸、R4:3,5,737戸) ・セーフティネット専用住宅に対して市町村を通じて家賃低廉化補助を行った。(R4実績見込:24件、R3実績:16件) ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援した。	B	・居住支援協議会等と連携して居住支援を行う新たな担い手として期待される居住支援法人の拡大を働きかけていく必要がある。 ・セーフティネット専用住宅の家賃低廉化補助の新規支援目標件数を令和7年度までの5年間で100戸としており、引き続き制度の普及を図っていく必要がある。	・居住支援法人の少ない東部・中部地域を中心に、事業者を訪問するなどして普及啓発し、指定の拡大を図っていく。 ・補助制度は、R4までに鳥取市、倉吉市、米子市及び南部町が制度を創設し、R5に境港市が創設を予定しており、引き続き取組市町村の増加や制度の普及を図っていく。	住まいまちづくり課
私立高等学校等JET-ALT配置支援事業	私立学校において外国語教育等の取組が継続して行われるように支援する。	私立高等学校等における外国語指導助手(ALT)の配置を支援し、私立学校等生徒の英語力の一層の向上と国際舞台で活躍できる人材養成を図るため補助金を交付する。	14,592 11,652	JETプログラムを活用してALT配置を行う私立学校4校に対して助成し、外国語教育等の取り組みを支援した。	B	引き続きALTを配置する私立学校に対して助成し、外国語教育等の取組が継続して行われるように支援する。	各学校への希望を丁寧に聞き取り、必要な支援を実施する。	総合教育推進課
英語教育推進事業(外国語指導助手(ALT)配置)	グローバル化が進化した現代社会において必要となる外国語教育の充実を図る。	県立高校に語学指導等を行う外国語指導助手(ALT)25名を配置する。	105,650	県立学校に外国語指導助手を配置し、外国語教育及び国際理解教育を推進した。	B	英語を使って主体的にコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を持った生徒の育成をさらに推進する必要がある。	外国語指導助手を増員し、授業内外の場面で、英語によるコミュニケーションを行う機会を拡充するとともに、言語活動の高度化を図る。	高等学校課

鳥取発！高校生グローバルチャレンジ事業	国内企業(県内企業を含む)の海外進出や外国人雇用、英語の社内公用語化等のグローバル化が進展する中、留学等の海外体験を通じ、柔軟な思考力や豊かな表現力を持ち、国際社会で活躍する人材を育成する。	(1) 短期又は長期留学を希望する高校生への留学費用の助成 (2) 理数課題研究等発表会の優秀者を海外に派遣 (3) 英語弁論大会を開催し、優秀者をニュージーランドに派遣 (4) 日本語を学ぶ高校生の県内高校への短期受入れ	6,255	(1)留学説明会をオンラインで実施し、留学気運の醸成を図った。短期留学支援として5名の生徒と、長期留学支援として2名の生徒に補助金を交付した。 (2)理数課題研究等発表会の優秀者派遣は、コロナ感染症の感染状況をふまえ、中止とした。 (3)令和3年度及び4年度の優秀者4名をニュージーランドに派遣した。 (4)ニュージーランドの生徒の受入れについては、コロナ感染症の感染状況をふまえ、中止とした。	B	高度な英語力と、柔軟な思考力を兼ね備えたグローバル人材の育成や、主体的に英語を学び、積極的に英語を使ってコミュニケーションを図ろうとする地域を支える人材を育成する必要がある。	・留学説明会を実施し、留学及びグローバル人材の育成に関する事業についての情報提供を行う。 ・長期留学支援を拡充する。 ・各学校における海外派遣プログラムの実施に係る支援を行う。 ・ニュージーランド・クライストチャーチ相互派遣プログラム等の異文化を経験する機会を提供する。	高等学校課
県立学校裁量予算事業(学校独自事業・国際交流関係)	学校長による独自性のある学校運営の実施を目的として、学校長の裁量による予算執行を認め、学校の自立度の向上、生徒の状況に応じた学校づくりを推進する。	(1) 海外研修旅行・3校(マレーシア:2校、台湾:1校、シンガポール1校) ※複数校の国と交流する学校が1校) (2) 海外交流校との学校間交流・10校(韓国:5校、中国:1校、台湾:2校、アメリカ:2校、その他:3校 ※複数校の国と交流する学校が2校) (3) その他海外派遣・1校(インドネシア)	4,847	(1) 海外研修旅行:1校628千円(台湾:1校) (2) 海外交流校との学校間交流:7校1,444千円(アメリカ:2校、韓国:3校、ブラジル:1校、インドネシア:1校、シンガポール1校、台湾:2校、香港1校 ※複数校の国と交流する学校が4校) (3) その他海外派遣・1校79千円(オーストラリア)	B	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画の変更・中止を余儀なくされた事業があった。	事業実施の形態を見直し、オンラインを活用する等、交流を維持するための取組を引き続き実施する。	高等学校課
図書館国際交流事業	環日本海諸国との交流やさらなるグローバル化に伴う幅広い国際交流や国際理解の促進を支援するために、環日本海交流室・国際交流ライブラリーの機能を活かし、広く海外情報を収集・提供することに務める。	(1) 図書交換事業 図書交換等に関する協定を結んでいる韓国・中国・モンゴルの図書館と資料、情報の交換を行う。 (2) 海外に関する資料収集整備・提供の促進 特色ある資料収集と提供に努め、ホームページ等で公開していく。 (3) 海外に関する情報発信 県民に広く海外諸国に関する情報を発信・提供することにより、海外諸国に親しんでもらうとともに、国際理解の推進のための講演会を開催する。 (4) 語学・歴史・文化等学習支援事業 翻訳絵本の読み聞かせや英語多読の推進を図る。また、外国人の利用促進を図る。	4,912	・韓国、中国、モンゴルの図書館と図書交換を行い、環日本海交流室等において閲覧に供した。 ・国際交流ライブラリー講演会を境港市図書館と共催し、鳥取県内の居住者で一番多いベトナム人について理解する機会を提供した。 ・多文化を知るイベントをちえの森つづ図書館と共催し、外国の食文化を知る機会を提供した。 ・国際交流に関する県政やその時々話題等をテーマに関連図書を公開した。 ・台湾の大学院生によるインターンシップにおいて、高校生との交流や「外国語で楽しむえほんのじかん」を実施し、県民が外国に親しみ、外国の文化を知る機会を提供した。	B	・国際交流のための講演会や行事等は、参加者の関心や満足度の高いものとなったが、継続して開催することにより国際交流ライブラリーの利用をさらに促進していく必要がある。 ・鳥取県が交流している環日本海諸国等について、図書館としての交流や国際理解のための活動を継続していく必要がある。	・満足度の高い講演会や行事等を継続して実施し、国際交流ライブラリーの利用促進を図るとともに県民の国際交流や国際理解に資する活動を推進する。	図書館
環日本海教育交流推進事業	環日本海諸国(大韓民国)との教員、児童生徒との交流促進を図ることにより、国際感覚豊かな教員及び児童生徒を育成し国際理解教育を推進するとともに、子どもたちの健全育成に向けた活動をより一層発展させる。	鳥取県教育委員会と江原外国語教育院が2013年に締結した「交流協約書」に基づいた児童生徒交流事業及び研修を実施する。 (1)本県児童生徒の派遣は、児童生徒20名、引率教員5名を予定。江原道児童生徒の受入れは、児童生徒20名、引率8名を予定。 (2)外部専門機関の協力を得て、江原道内高校で日本語指導を担当する教員を対象とした指導力向上研修を開催。また、江原外国語教育院への外国語研修派遣を予定。	5,956	・本県児童生徒の派遣は、新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえ中止とし、代替交流として、江原道の生徒20名と八頭高校の生徒19名がオンラインで2日間にわたり交流した。 ・江原道日本語指導担当教員指導力向上研修は、オンラインで実施し、江原道の教員5名、県内の高校教員3名が参加した。 ・韓国江原道外国語教育院教員派遣研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	B	・交流の機会を積極的に設定することは、日韓両国の国際理解教育を推進していくために有効である。特に県の事業として実施することで、韓国と交流のない市町村の児童生徒も交流でき、県内全域に交流の輪を広げることができる。江原道と鳥取県との教育交流事業の一環として、草の根レベルでの相互理解や良好な関係づくりを進めていく必要がある。	・児童生徒相互派遣交流の一環として、令和5年度はオンライン交流や受入れ事業を行い、国際感覚豊かな教員及び児童生徒の育成を推進していく。 ・外部専門機関の協力を得て、江原道内高校で日本語指導を担当する教員を対象とした指導力向上研修を開催するとともに、本県英語担当教員を江原外国語教育院に派遣する。	小中学校課 高等学校課
外国人児童生徒等への日本語指導等支援事業	母語での支援員や日本語指導支援員の活用による指導体制の構築、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実など、多文化共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等への日本語指導を含む教育の充実を図る。	外国人児童生徒等の学習環境を整備するため、授業等において母語での支援や日本語指導支援員を配置するための経費を補助する。また、各市町村教委担当者、日本語支援等担当教員等との連絡協議会を開催し、受入れや学習支援に係る情報交換や協議を行ったり有識者等による指導助言を受けたりすることで、各自治体、学校現場での支援体制の充実を図る。	8,791	・令和4年度は、鳥取市、境港市、北栄町、琴浦町の4市町で、日本語指導支援員を配置し、日本語指導や学習指導、保護者支援等を行っている。関係市町教育委員会、学校、指導員で情報交換・協議を行う場を設け、指導方針の確認や課題の共有を行い、個に応じた支援を行っている。	B	・各市町村教育委員会や各学校において、児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援を行っていたところではあるが、日本語指導や母語支援のできる通訳等的人的な支援が十分にできていないところに課題がある。	・鳥取県国際交流財団と連携し、人的な支援の充実を推進する。 ・各市町村教委担当者、日本語支援等担当教員等との連絡協議会を複数回実施し、関係市町教育委員会や各学校への支援の充実を図る。	小中学校課

7 感染症等病気にかかわる人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) プライバシーに配慮した医療環境の整備 (4) ハンセン病回復者等への支援
 (5) HIV感染者、エイズ患者への支援 (6) 難病患者等への支援 (7) 新型コロナウイルス感染症に関する取組

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
ハンセン病問題対策事業	本県出身のハンセン病元患者やその家族の方々が安心して生活ができるように支援するとともに、ハンセン病に起因する人権問題解決のため、歴史の教訓を学び、正しい知識の普及啓発を行う。	①ハンセン病問題人権啓発事業 ・ハンセン病問題人権学習会 ・県民交流事業 ・パネル展 ②本県出身入所者支援事業 ・療養所訪問事業 ・里帰り支援事業 ・伝統芸能派遣事業 ③ハンセン病家族補償法支援事業 補償法に関する制度の周知と相談事業	1,429	要望のなかった。里帰り支援事業、伝統芸能派遣事業を除き、③事業内容に記載のとおり実施した。	B	引き続き、ハンセン病元患者やその家族の方々に対する支援、正しい知識の普及啓発を行っていくことが必要。	これまでの取組を引き続き継続していく。	健康政策課
難病対策事業	発病の原因が不明であるため、治療が困難で長期療養を要することから医療費負担が高額となる難病等について、その患者に対して良質で適切な医療を提供するために医療費助成を行うとともに、療養生活の質の維持向上を図る。	①難病等医療費助成事業 ②難病患者地域支援対策推進事業 ③在宅難病患者一時入院事業 ④在宅人工呼吸器使用患者支援事業 ⑤難病相談・支援センター、難病医療連絡協議会運営事業	912,448	③事業内容に記載のとおり実施した。	B	引き続き、難病等の患者に対して必要な支援を行っていくことが必要。	これまでの取組を引き続き継続していく。	健康政策課
エイズ予防対策事業	エイズ及び性感染症のまん延防止と早期発見・早期治療を推進するとともに、エイズ患者・HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者に対する差別・偏見の解消を図る。	①正しい知識の普及啓発 ・HIV検査普及週間(6月1日～7日) ・性感染症予防キャンペーン(7月～9月) ・世界エイズデー(12月1日) ②検査・相談体制の充実 ・HIV・性感染症検査・相談窓口の開設 ・エイズカウンセラーの派遣 ・検査・相談業務従事者育成のための研修派遣 ③医療体制の充実 ・エイズ診療従事者育成のための研修派遣 ・エイズ相談・治療連絡会議の開催 ・エイズ感染予防薬の整備	4,915	新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、街頭キャンペーン等、事業の一部が実施できなかった。	B	新型コロナウイルスの感染拡大の影響で十分に実施できなかった。正しい知識の普及啓発を強化していく必要がある。さらに、保健所の検査も縮小しており、再開に向けて検討が必要がある。	正しい知識の普及啓発について強化していく。また、新型コロナウイルスの感染状況や対応状況を踏まえ、縮小していた検査の再開を検討する。	健康政策課
がん教育啓発研修会	より効果的ながん教育が実施されるよう、指導内容の充実と教職員の正しい理解を図る。	・学校教職員等を対象に、学校におけるがん教育の理解と充実を図るため、研修会を開催する。	292	令和3年度はオンライン開催であったが、令和4年度は参集で開催ができ、参加者へがん教育の大切さや必要性を伝えることができた。	A	・参加者が、保健体育主事や養護教諭が中心となっており、学校でがん教育の中心となっている保健体育科教諭の参加が少ない。 ・がん教育が、体育・保健体育科の授業のみで実施されており、学校全体での取組となっていない。	これまで推進校として実践を行った学校の事例等を紹介しながら、がん教育の大切さや必要性を周知していく。	体育保健課

8 刑を終えて出所した人の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
鳥取県社会福祉事業包括支援事業	鳥取県内における犯罪の予防及び更生保護に関する事業の健全な発達に寄与する。 矯正施設からの退所者を保護し、社会復帰する手助けをする。	犯罪や非行をした人への円滑な社会復帰のための支援や、再犯の防止等を目的として、更生保護活動を行う団体の活動に要する経費の一部を助成。(R3予算額:200千円) ・鳥取県更生保護観察協会 ・鳥取県更生保護給産会	200	更生保護観察協会が行う広報関係団体の指導・連絡、事業の世論啓発や、給産会の被保護者に対して行う教養啓発、環境調整及び施設出迎え、旅費及び医療費の支給、食事給与、レクリエーション等に要する経費等に助成した。	A	特になし	特になし	福祉保健課
鳥取県再犯防止推進事業	犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、再び社会を構成する一員となるようにすることで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。	<鳥取県地域生活定着支援センター運営事業> 高齢又は障がいのため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者及び被疑者・被告人等について、退所又は釈放後直ちに福祉サービス等(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための調整及び、出所又は釈放後の支援を実施(R3予算額:31,141千円) <鳥取県再犯防止推進会議> 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、現状、進捗、課題等の情報共有、計画の管理・検証等を行う「鳥取県再犯防止推進会議」(構成団体:保護観察所、検察庁、各種矯正施設等国の関係機関、県関係機関、更生保護等に取り組む民間団体等)を2回開催(R3予算額:272千円)	29,655	<鳥取県地域生活定着支援センター運営事業> 高齢又は障がいのため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者及び被疑者・被告人等について、退所又は釈放後直ちに福祉サービス等(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための調整及び、出所又は釈放後の支援を実施 <鳥取県再犯防止推進会議> 鳥取県再犯防止推進計画の第1期計画がR4で最終年度を迎えるため、第2期計画の策定に向け、3回の会議を行った。	A	<鳥取県地域生活定着支援センター運営事業> 同センターは事務所の所在地が鳥取市であることから、中部及び西部での支援において地理的な制約が生じるため、中部・西部圏域における支援体制をより充実していく必要がある。 <鳥取県再犯防止推進会議> 第2期計画(R5～R9)を4月に策定し、計画に基づいて各種施策を進め、会議において進捗管理していく。	<鳥取県地域生活定着支援センター運営事業> ・同センターと連携し、市町村や支援機関対象の研修会等を通じてその活動の周知を図っていく。 <鳥取県再犯防止推進会議> 会議を2回開催し、第2期鳥取県再犯防止推進計画の進捗管理、情報共有のための会議を行う。	福祉保健課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る	・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録・公開する。 ・セーフティネット住宅に対して家賃低廉化等の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援する。 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援する。	14,081	・住宅セーフティネット法に基づき、セーフティネット住宅を登録・公開した。(R5:2,630戸、R4:3,573戸) ・セーフティネット専用住宅に対して市町村を通じて家賃低廉化補助を行った。(R4実績見込:24件、R3実績:16件) ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援した。	B	・居住支援協議会等と連携して居住支援を行う新たな担い手として期待される居住支援法人の拡大を働きかけていく必要がある。 ・セーフティネット専用住宅の家賃低廉化補助の新規支援目標件数を令和7年度までの5年間で100戸としており、引き続き制度の普及を図っていく必要がある。	・居住支援法人の少ない東部・中部地域を中心に、事業者を訪問するなどして普及啓発し、指定の拡大を図っていく。 ・補助制度は、R4までに鳥取市、倉吉市、米子市及び南部町が制度を創設し、R5に境港市が創設を予定しており、引き続き取組市町村の増加や制度の普及を図っていく。	住まいまちづくり課

9 犯罪被害者等の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
犯罪被害者及びその家族の人権問題についての啓発	犯罪被害者等の実情や支援の必要性について広く県民の理解を促進する	消費生活センターが県内大学等の高等教育機関と連携して正規授業として実施する消費者教育連続講座「とっとり消費者大学くらしの経済・法律講座」において、学生及び県民に対して「犯罪被害者とその家族の人権問題を考える」をテーマにした講座を開催	1,578	公立鳥取環境大学において「犯罪被害者等の支援について」の講座を開催した。 (講師:公益社団法人とっとり被害者支援センター理事長 佐野 泰弘 氏)	B	各大学等での犯罪被害者等の人権問題啓発講座の開催	大学生・県民に対する犯罪被害者等の人権問題啓発講座の開催について、引き続き大学等に働きかけていく。	消費生活センター
犯罪被害者等人権学習会	犯罪被害者人権学習会を開催し、犯罪被害者への人権に関する教育・啓発の推進を図る。	人権教育の企画者(人権教育推進員、人権擁護委員など)を対象に、犯罪被害者等の人権に関する研修を実施	50	「被害者支援を考える公開講座」を犯罪被害者支援センターと協力して実施した。 (年1回実施。令和4年度参加人数:約30人)	B	市町村の犯罪被害者支援担当者の参加が少ない。	標記研修会のほか、警察庁の研修事業なども活用し、市町村窓口の対応スキルアップに繋がる研修会を実施する。	くらしの安心推進課
市町村総合的対応窓口の設置支援	市町村において犯罪被害者等の様々な相談にワンストップ体制で対応を行う総合的相談窓口の設置を進める。	市町村において犯罪被害者等支援に関する総合的対応窓口が設置されるよう支援を行う。	100(一部)	市町村において犯罪被害者等支援に関するワンストップ対応窓口が設置されるよう、市町村職員説明会において、対応マニュアルをサンプルを示し、窓口設置の促進を図った。(説明会は16市町村が参加。令和4年度末時点で7市町村設置済。)	B	ワンストップ窓口の必要性については市町村で浸透しているが、犯罪被害者への対応事業がないためスキルが蓄積せず、マニュアル頼みなどになっている。	市町村向けの研修会を定期的を実施する。	くらしの安心推進課
性の権利について学ぶ学習会の開催支援「人権学習講師派遣事業(教育委員会連携事業)」	子どもを性暴力・性被害の当事者にしないこと、加害者や傍観者を生まない社会の実現を図る。	児童、生徒、教職員等を対象とした出前講座の開催支援	50	クローバーとっとりにおいて性の権利について学ぶ学習会8回及び教職員を対象とした出前講座4回実施【性の権利について学ぶ研修会内訳】 高校:2校 小学校:2校(うち教職員向け1校) 特別支援学校:3校(うち教職員向け1校) 幼稚園:職員向け1校	B	実施校数の増加	県立学校人権教育主任協議会で本事業の案内を行う。	くらしの安心推進課 人権教育課
広報啓発	犯罪被害者支援団体の活動を県民に広く周知し、被害者支援に関する県民の理解促進を図る。	・犯罪被害者支援団体の活動を県民に広く周知する動画のCM放映に係る経費を支援 ・犯罪被害者週間に合わせて、県庁舎、各総合事務所及び警察本部庁舎にのぼり旗を掲出	990	街頭広報、命の大切さを学ぶ教室、チャリティーイベント等において、犯罪被害者支援団体であるとっとり被害者支援センターの広報用動画を活用し、同団体の周知活動や県民への被害者支援の理解促進を図った。	B	同センターの更なる認知度向上を図る必要がある。	今後も街頭広報やイベント開催時等、様々な機会において、広報用動画を積極的に活用し、本取組を継続して実施する。	くらしの安心推進課 警察本部広報県民課
被害者支援を考える公開講座の開催支援	社会全体で被害者等を支援していくという県民意識の醸成のため、被害者等の置かれた状況及び社会的支援の必要性への理解を促す。	・とっとり被害者支援センター主催の講座を県、県警とともに開催支援	255	令和5年2月8日、倉吉未来中心において開催された「被害者支援を考える講演会」に出席するとともに、本講演会について各警察署、鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会会員への周知を図った。	A	継続して開催を支援する必要がある。 多くの県民に参加してもらえるよう県警等とも協力し周知を図る必要がある。	今後も継続して支援する。	くらしの安心推進課 警察本部広報県民課
鳥取県被害者支援フォーラムの開催支援	社会全体で被害者等を支援していくという県民意識の醸成のため、被害者等の置かれた状況及び社会的支援の必要性への理解を促す。	とっとり被害者支援センター主催のフォーラムを県、県警とともに開催支援	642	令和4年11月22日、とりぎん文化会館において開催された「鳥取県被害者支援フォーラム」について共催し、公安委員長及び警察本部長が出席した。また、各警察署、鳥取県犯罪被害者支援協議会会員に対して、本フォーラムへの出席を働きかけた。	A	継続して共催し、支援していく必要がある。 多くの県民に参加してもらえるよう県警等とも協力し周知を図る必要がある。	今後も継続して共催、支援する。	くらしの安心推進課 警察本部広報県民課

支援活動員(被害者支援ボランティア)採用時養成講座の支援	被害者支援活動の充実のための必要な知識の養成を図る。	支援活動員(被害者支援ボランティア)として活動するために必要な知識の習得に係る採用時養成講座の講師派遣	539	とっとり被害者支援センターの支援活動員の採用時養成講座において講義を行った。	A	継続して、同講座における講義を行う必要がある。	今後も継続して、同講座における講義を行う。	警察本部広報県民課
「とっとり被害者支援センター」の認知度アップ!～県民の誰もが知っているセンターを目指して～愛称「涙のち 晴れ」プロジェクト	犯罪、性暴力、事故等による被害者及びその家族、遺族を支える組織の存在を広く認識してもらい、その支援活動や市民の被害者等への理解、支援が被害者等の平穏な生活への復帰につながることを周知する。	鳥取県協働提案・連携推進事業補助金を受けて作成したサウンドアート(砂絵)動画及び被害者支援楽曲を活用したTVCMの放送、YouTube・SNSでの発信など各種広報媒体を活用してセンターの認知度アップを図る。	1,320	「涙のち晴れ」プロジェクトで完成した広報用作品について、「命の大切さを学ぶ教室」、街頭広報等、あらゆる機会における広報活動で活用した。また、本楽曲を編曲し、警察音楽隊において演奏するなど、とっとり被害者支援センターの認知度向上に努めた。	B	本作品を活用し、同センターの更なる認知度向上を図る必要がある。	今後も、あらゆる機会をとらえて本作品を活用した同センターの広報活動を実施する。	警察本部広報県民課
人権学習講師派遣事業(命の大切さを学ぶ教室)	命の大切さについて考え、被害者、加害者にならないという意識の涵養を図る。	中学、高校生に対し「命の大切さを学ぶ」をテーマに犯罪被害者の遺族等を講師とした講演を実施する。	339	令和4年度は、4校で開催した。開催校からは、・涙する学生もあり、真剣に遺族の話を聴講していた(教諭の感想) ・命はかけがえないものだとなった。(学生の感想)等の声があり、大変好評であった。	B	更に多くの学校で開催されるように努める必要がある。	スクールサポーターを活用する等して、更に多くの学校で開催されるよう努める。	警察本部 人権教育課

10 性的マイリティアの人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実 (3) 諸課題についての対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
人権学習講師派遣事業(性的マイリティアの人権学習会)	・児童生徒が多様な性のあり方について学習することを通して、互いの個性を尊重し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるために必要な資質・能力の育成を図る。 ・教職員が多様な性のあり方について理解を深めることを通して、すべての児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりを行うための人権意識の向上を図る。	・多様な性のあり方についての学習会を実施し、多様な性のあり方について正しく理解するとともに、多様性を尊重する意識を育む。	456	多様な性のあり方と人権について学ぶ学習会を小学校3校、中学校6校、高校1校で実施した。	B	学習会について、より多くの学校に活用してもらえるような広報	人権教育主任会、職員研修等の機会を捉えて、SOGI、SOGI ESCの考えについて説明を行う。	人権教育課
多様な性を認め合う社会づくり推進事業	多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進める	「多様な性を認め合う社会づくりシンポジウム」を開催し、性的マイリティアの方々の生きづらさ及びアウティングの危険性に対する理解と、共に寄り添い生きることの重要性を発信する。 また、相談員の人材育成及び当事者が気軽に立ち寄ることのできる居場所づくりとしての「コミュニティスペース」の提供に引き続き取り組み、相談支援の充実を図る。	2,859 2,215	・多様な性を認め合う社会づくり講演会の開催 ・支援相談人材育成研修の開催(5回) ・鳥取市、倉吉市、米子市設置のコミュニティスペースにおける学習会の開催 ・電話相談窓口の開設	B	当事者に寄り添った支援の在り方について検討を進めるとともに、支援相談員の人材育成が必要である。 また、3市の設置運営するコミュニティスペースの後方支援を行っていくことも必要である。	講演会やシンポジウムの開催 ・人材育成研修の実施 ・コミュニティスペースへの講師派遣 ・電話相談窓口の周知	人権・同和対策課

11 生活困難者の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 生活困難者への自立支援 (3) 生活困難者への就労支援 (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援
 (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
コロナ後の生活困難者総合支援事業	生活保護に至っていない生活困難者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、生活困難者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困難者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困難者の生活再建を図る。	【生活困難者を支える市町村の支援体制の充実】 県が自立相談支援機関をサポートするとともに、業務効率化等の取組を支援することにより、生活困難者の自立に向けた計画的・継続的な支援等を推進する。 【生活困難者に対する支援】 ・法に基づき、生活保護に至っていない生活困難者に対する「第2のセーフティネット」を構築し、本人の状態に応じた自立支援や地域ネットワークの構築による包括的な支援を実施する。 ・家計管理に関するセミナー等による困窮の未然防止、就労支援員による被保護者に対する就労支援、見舞金の支給、中間的就労支援による就労困難者等の就労に向けた段階的な機会の提供等を併せて実施することにより、生活困難者の自立を総合的に支援する。	86,338	・三朝町、大山町における生活困難者自立支援法に基づく自立相談支援等のほか、ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援や、さまざまな事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対して、本人の状況に応じて見学や職業体験・就労体験の機会を提供しながら、就労に向けた段階的支援を行う中間的就労支援推進事業等により全県的な取組を実施した。 ・マンパワー、ノウハウ等が不足する自立相談支援機関に対し、相談の第一段階を県の委託事業者が受け止める等により自立相談支援機関をサポートする自立相談支援機関のサポート事業、支援員等のスキルアップを図る研修を実施等により円滑な事業実施につなげる市町村バックアップ事業等により、生活困難者を支える市町村の支援体制の充実を図った。	B	・コロナや物価高騰等の影響により、生活困難者の苦しい状況が継続しているため、生活基盤そのものを立て直すための自立に向けた計画的・継続的な支援のほか、当面の生活を維持するための緊急的な支援も必要。 ・物価高騰等の状況も注視しながら、生活困難者が円滑に生活再建を図れるよう、自立相談支援機関等がきめ細かいフォローを行っているようバックアップしていく必要がある。	・従来から実施してきた生活困難者自立支援法に基づく各種事業により、本人の状態に応じた自立を総合的に支援するとともに、市町村や社協が実施する生活困難者に対する支援を県がサポートし、生活困難者の生活再建を図る。 ・特に、生活困難者の一時的な生活費を貸し付ける生活福祉資金について、同資金のコロナ禍における特例貸付で貸付を行った生活困難者のうち一定数の方はコロナ以前から生活困窮状態であり、特例貸付の償還が生活再建の負担となっていくことも想定されることから、物価高騰の状況等を注視しながら、更なるフォローが必要になれば必要な支援を検討していく。	福祉保健課
市町村包括的福祉支援体制整備推進事業	低所得者、介護、ひきこもり対策など、従来の縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、市町村に包括的な支援体制を整備する。	各市町村において福祉の包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域住民同士の支え合いの取組との協働などの地域力強化に向けたバックアップ支援を行う。また、現場における実践をサポートするための人材育成等を行う。	8,034 5,634	市町村における包括的な支援体制整備の取組を充実していくよう、県が任命した包括的支援体制整備推進員や推進チームによる助言等の各市町村の実情に応じた取組にかかる個別支援と、各自治体や社会福祉協議会の担当者等を対象とした研修会の開催、住民に対するセミナー等、広域的な意識醸成や人材育成研修の実施等による取組促進の後押しを行った。	B	・県では、令和2年度から市町村の包括的支援体制整備・充実を後押しする様々なメニューを実施してきているが、包括的支援体制整備に係るひとつのスキームである国の「重層的支援体制整備事業」については令和5年度に5市町村が実施予定、4町村がその移行準備に取り組み予定であり、R3年度：1町(北栄町)→R4年度：4市町→R5年度：5市町と取り組む市町村は着実に増加。 ・他の自治体での成功事例等をもとに新たな取組等を行い、より包括的支援体制を充実させ、さらに上のレベルを目指していきけるよう、県として、今後も重層事業の実施も含めて市町村に働きかけていく必要がある。	包括的支援体制整備推進員や推進チームによる助言等や各種研修会の開催等、市町村の状況に応じた支援や、意識醸成やスキルアップのための全県的な取組等の継続実施に加え、「重層的支援体制整備事業」について、当該事業の実施に係る経費の一部を支援する事業を新たに実施する。	福祉保健課
育英奨学事業	大学・高等学校等に進学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対し奨学資金を貸与して有用な人材を育成する。	県内に住所を有する者の子等で、大学・高等学校等に進学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対し奨学資金を貸与する。	880,168 739,480	鳥取県育英奨学資金貸与実績 ・高等学校等 394人 ・大学等 578人	B	長期未納者や高額未納者が多く、多額の未収金が存在	早期・継続的な督促、債権回収会社への委託等により、効果的な回収に努めるとともに、法的措置を実施	人権教育課
高校生等奨学給付金事業	高校生等が高等学校等及び高等学校専攻科において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を給付する。	227,430 217,215	高校生等奨学給付金給付実績 ・給付人数 1856人 ・給付額 216,969,316円	B	対象者への制度の周知	ホームページや各高校を通じた情報提供の実施	人権教育課

県育英会助成事業	都会で学ぶ鳥取県出身の大学生等の生活を援助するため、公益財団法人鳥取県育英会が運営する鳥取県学生寮を適正に管理・運営することを目的に、補助金を交付する。	公益財団法人鳥取県育英会が運営する東京学生寮の物件費及び給食委託料、営繕等の一部を補助する。	26,194	学生寮入寮者数 ・明倫館(男子寮) 60人 ・清和寮(女子寮) 54人	B	定員確保に向けた学生寮の認知度の向上	ホームページや各高校を通じた情報提供による周知	人権教育課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る	・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録・公開する。 ・セーフティネット住宅に対して家賃低廉化等の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援する。 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援する。	14,081	・住宅セーフティネット法に基づき、セーフティネット住宅を登録・公開した。(R5.2:6,306戸、R4.3:5,737戸) ・セーフティネット専用住宅に対して市町村を通じて家賃低廉化補助を行った。(R4実績見込:24件、R3実績:16件) ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援した。	B	・居住支援協議会等と連携して居住支援を行う新たな担い手として期待される居住支援法人の拡大を働きかけていく必要がある。 ・セーフティネット専用住宅の家賃低廉化補助の新規支援目標件数を令和7年度までの5年間で100戸としており、引き続き制度の普及を図っていく必要がある。	・居住支援法人の少ない東部・中部地域を中心に、事業者を訪問するなどして普及啓発し、指定の拡大を図っていく。 ・補助制度は、R4までに鳥取市、倉吉市、米子市及び南部町が制度を創設し、R5に境港市が創設を予定しており、引き続き取組市町村の増加や制度の普及を図っていく。	住まいまちづくり課

12 様々な人権

(1)北朝鮮当局によって拉致された被害者等

【取組】

- ・「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、出前学習会、パネル展示など様々な啓発の展開
- ・国へ対する要望活動

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(国民のつどいの開催)	拉致問題に対する県民の関心を高めるとともに、被害者及び家族への支援の必要性についての理解を促進する	基調講演、拉致被害者ご家族の訴えを内容とする国民のつどいを10月に米子市で開催する。 会場で拉致問題啓発パネルの展示を行う。	985	拉致問題の早期解決を願う国民のつどい「米子」の開催 ・場所:米子コンベンションセンター ・内容:松野拉致問題担当大臣へ国要望、拉致被害者御家族の訴え、講演、パネル展示	B	拉致問題の解決に進展がみられないこともあり、引き続き拉致問題に対する県民の関心を高めるよう、継続して実施することが必要である。	・国民のつどいの開催(10月予定) ・拉致問題啓発パネル展示 ・拉致問題早期解決に向けた国への要望	人権・同和対策課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致問題人権学習講師派遣事業)	学校・地域等と連携・協力して、拉致被害者及び御家族への支援の必要性についての人権学習を実施することにより、もって、拉致問題の早期全面解決に向けた県民理解の促進を図ることを目的とする。	拉致問題をテーマとして拉致被害者御家族を招いた人権学習会を開催する。	279	拉致問題人権学習会の開催 (出前授業:2回、出前講座:3回) ・拉致問題概要説明、DVD視聴、拉致被害者御家族の講演	B	拉致問題の風化が懸念されることから、引き続き学校や地域において、拉致問題を知り、拉致被害者及び御家族への支援の必要性等について理解を深め、人権意識の高揚を図ることが必要である。	拉致問題人権学習会の開催(学校、地域団体等)	人権・同和対策課 人権教育課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致問題啓発映画等の上映会の開催)	拉致問題を全県の問題として捉え、広く県民に理解していただき、解決に向けた機運を高めること	国(内閣官房拉致問題対策本部)と共催して北朝鮮人権侵害問題啓発週間中に映画上映会を行う。	104	拉致問題啓発映画上映会の開催 ・場所:鳥取市さざんか会館 ・内容:拉致問題の概要説明、拉致被害者御家族の訴え、映画上映、パネル展示	B	拉致問題の解決に向けた機運を高めるため、映画上映会を実施したが、以前から繰り返し上映している映画であるため、申込が少ない状況である。	来年度、映画上映会に代わり、国と共催で拉致啓発舞台劇を開催予定	人権・同和対策課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致被害者等帰国時支援)	本県出身の拉致被害者等の帰国に備えて関係市町と連携し、支援体制を構築するとともに、拉致被害者帰国時等の支援及び帰郷後の生活支援を行う。	生活再建のための支援施策、実施体制の検討整備 具体的項目:生活相談、社会適応支援、健康保健支援、住居・就労・教育等の支援	5,815	・拉致被害者支援に係る関係機関担当者会議(6月書面実施) ・拉致被害者等帰国に係る分担業務把握(図上訓練):チェックリストによる点検(8月実施)	B	拉致問題の解決に進展がみられない中、引き続き拉致被害者等の帰国に備えて関係市町と連携することが必要である。	・拉致被害者支援に係る関係機関との連携 ・帰国後支援体制の構築	人権・同和対策課

(2)災害被害者等の人権

【取組】

- ・要配慮者（※）の避難支援 ※高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
- ・男女共同参画の視点の導入

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
災害時における福祉支援機能強化事業	災害発生後に避難所等で、介護や相談、サービス利用の調整などの福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣するため、研修を実施してチーム員を養成するとともに、要員を確保するためチーム員の所属する施設が派遣できる体制を整えるための支援を行う。	鳥取県社会福祉協議会に委託して設置している鳥取県災害福祉支援センターにより、次の業務を行う。 ① 組成と研修 ・基礎研修、ステップアップ研修に加え、先遣隊要員等に向けたコーディネーター研修を新たに実施する。 ・市町村と共同で避難所の運営などのより実践的な訓練を行う。 ② 応援体制の整備 ・DWATへの職員の参加が円滑に進むよう、職員の派遣に係る規定など就業規則等を整備する法人を支援する。	18,696	次の業務を行った。 ① 組成と研修 ・基礎研修を2回、ステップアップ研修を2回と、先遣隊要員等に向けたコーディネーター研修を1回実施した。 ・江府町での西部町村の合同訓練で、共同して避難所の運営のより実践的な訓練を行った。 ② 応援体制の整備 ・DWATへの職員の参加が円滑に進むよう、職員の派遣に係る規定など就業規則等を整備する法人を支援した。	B	特になし	特になし	福祉保健課
避難所の生活の質向上事業	近年の災害では、要配慮者で亡くなった方が多く、この一因として避難所の要配慮者の受入体制が十分でないため、適切な避難行動につながらなかったことが挙げられる。このため、住民に躊躇なく避難行動を起こしてもらうため、あらゆる人が避難しやすい避難所の生活環境の確保を図る。	指定一般避難所及び指定福祉避難所の資機材整備等を支援することにより避難所の生活環境の確保を図る。	3,950	指定避難所及び福祉避難所等の資機材整備等を支援することにより避難所の生活環境の確保を図った。	B	避難所の要配慮者の受入体制が十分でないため、適切な避難行動につながらない現状があり、住民に躊躇なく避難行動を起こしてもらう必要がある。	引き続き指定避難所及び福祉避難所等の資機材整備等を支援することによりあらゆる人が避難しやすい避難所の生活環境の確保を図る。	危機管理政策課
危機管理情報発信機能強化事業(防災アプリ運用)	災害時等において、防災・危機管理等に関する情報を的確かつ迅速に提供し、県民の安全・安心につなげるとともに、災害等による被害の軽減を図る。	危機管理関係情報をコンパクトにまとめた鳥取県防災アプリ「あんしんトローベナビ」を運用し情報発信。外国人観光客や外国人居住者等へも情報が行き届くよう多言語による発信を行っている。	4871 5,626	防災情報、公共交通情報、生活・健康情報等を多言語(9言語)で発信した。 多言語による情報発信を周知するため、国際交流財団に加え県内の日本語学校や外国人技能実習生監視団体等へチラシを送付した。	A	利用者がよりの確に情報取得できるようアプリ機能の向上が求められる。また、防災に対する意識の向上及び適切な避難行動を促す契機とするため情報発信ツールとしての認知度向上が必要。	誰でも簡単に利用登録できるような操作案内動画を作成し広報に活用する。 気象災害が発生しやすい時期を捉えて集中的、積極的な周知広報を展開する。	危機対策・情報課
支え愛マップ作成推進事業	要配慮者に対する災害時の避難支援の仕組みづくりや、その対応を円滑に進めるための住民組織による平常時の見守り等の取組及び地域住民が主体となった災害時の要配慮者の避難支援に係る課題解決のための支えあい(愛)活動の充実を図る。	市町村や市町村社会福祉協議会が中心として行っている「支え愛マップづくり」の推進を通じて、災害時の要配慮者への避難支援体制を確保するとともに、災害に強い地域づくりを推進する。	7,909	○取組地区数43 (累計944地区、全体の32.5%) ◇目標地区数1,027地区(令和7年度末) ・支え愛マップづくりにより要支援者・地域のハザード情報を地域住民が共有し、避難訓練、声かけなど、災害時の「備え」となる活動に取り組んだ。	B	○支え愛マップ作成の推進役となるインストラクター(市町村・市町村社協職員)の不足	○引き続き、インストラクター養成研修を継続するとともに、防災士など、地域防災リーダーの受講を促し、インストラクターの増強を図る。	消防防災課
地域防災リーダー養成・連携促進事業	鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、防災士の養成に向けた取組を進めるとともに、これまで養成した防災士をはじめとする地域防災リーダーにそれぞれの地域で活躍いただけるよう、スキルアップ研修の実施や、県、市町村等が協働して、活動事例の共有や情報交換等を行うネットワーク化を進めることにより、地域防災リーダー等の活躍の場の創出を図る。	発災時の避難所運営や平時の訓練等の地域防災活動を担う防災士をはじめとする地域防災リーダーの養成、スキルアップ及び連携促進を図る。	4,660	○防災士養成研修の開催 受講者数168名(東部会場:11/12・13、中部会場:11/26・27、西部会場:12/3・24、2/19) 防災士登録者数は、163名 ○地域防災リーダースキルアップ研修の開催 第1回を7/30(40名)、第2回を2/26(68名)に対面形式で実施。	B	○防災士の更なる養成。 ○防災士の活躍の場の創出。	○引き続き、各圏域ごとの防災士養成研修を実施し、令和7年度目標値1950人を実現する。 ○市町村ごとの防災士のネットワークを構築(連絡協議会など)し、スキルアップ研修の継続により、各地の防災情報・取組を共有していただきながら、各地域での避難訓練、見守り活動等、活躍の場を広げていく。	消防防災課

(3)アイヌの人々の人権

【取組】

- ・アイヌの人々に対する理解と認識を深化
- ・偏見や差別の解消をめざして啓発活動を推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費（県民企画人権啓発活動支援事業補助金）	人権が尊重される社会づくりを推進するため、県内の団体が実施する人権啓発活動の取組を支援する。	県民企画による人権に関する啓発活動（講演会、シンポジウム等）の公募に際し、アイヌの人々を重点啓発人権課題の一つとして設定し、県民の発想と行動力を活用した効果的な人権啓発を行う。	1,000	「アイヌの先住権と文化を考える集い」開催団体への支援 ・場所：上灘コミュニティセンター ・内容：映像上映、講演、参加者との意見交換	B	県民の人権意識の醸成を図るには、様々な人権課題については、繰り返し啓発を行う必要がある。県民主体の活動を広げていくため、人権啓発の取組を継続して支援することが必要である。	・補助金で継続して活動を支援 ・補助金支援3回までの制限を緩和 ・補助金申請の周知	人権・同和対策課

(4)ひきこもりの状態にある人の人権

【取組】

- ・とっとりひきこもり生活支援センターの設置
- ・就労のための自立支援の実施

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R4年度実施状況	⑥R4年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
ひきこもり対策推進事業	8050問題といったひきこもり問題の解決に向けた取組を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	①とっとりひきこもり生活支援センターの設置 ・相談支援 ・職場体験事業 ・ひきこもりサポーター養成講座の開催 ・ひきこもり問題を考えるフォーラムの開催 ・職場体験事業終了後の支援 ・市町村等への後方支援 など ②家族教室・精神科医師の専門相談事業	32,391	③事業内容に記載の事業を実施した。	B	・職場体験事業(90日間)終了から実際の社会参加等に至るまでには、今しばらくの期間が必要なケースが多い。 ・平成30年以来、ひきこもりに係る実態調査を実施していない。	・令和5年度当初予算で設置に係る予算措置を行った、自動販売機を有効に活用し、社会との繋がり継続のための支援策としていく。 ・ひきこもりに係る実態調査の実施を検討していく。	健康政策課
若者サポートステーション運営事業	他者とのコミュニケーションがうまく取れない若者、人間関係の悩みを抱える若者等、通常の就職相談だけでは就職が困難な若者の就業意欲・就職率の向上を図る。	就職困難な若者や就労意欲の向上が必要な若者への相談・支援を行う「若者サポートステーション」の運営を行う。	22,566 19,805	鳥取(本所)、米子(常設サテライト)に「若者サポートステーション」を設置し、キャリア形成支援、心理カウンセリング等の総合相談に加え、職場体験・職場見学等により、就業意識の向上を図った。	C	職員配置が確保できない期間があり、相談体制の維持に苦慮した。また、相談を躊躇している潜在的な相談者は多数存在すると思われるため、認知度向上を図るとともに、相談しやすい環境を整える必要がある。	適正な人員配置による相談体制の確保を図るとともに、関係機関と連携した効果的なチラシ配架やSNS活用等による認知度向上策、支援対象者に配慮したオンライン相談の充実などの環境整備を図る。	鳥取県立鳥取ハローワーク